

胎内市

地域ちゃぶ台プラン3

第3期胎内市地域福祉計画

第4次胎内市地域福祉活動計画



胎内市

胎内市社会福祉協議会マスコット
「こころん」

令和2年4月

胎内市

胎内市社会福祉協議会

はじめに 胎内市長 井畑 明彦
胎内市社会福祉協議会 会長 近 勝秋

目次

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に当たって	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置づけ	2
3 「持続可能な開発目標（SDGs*）」との関連	3
第2章 胎内市の状況	7
1 人口の推移.....	7
2 地区ごとの人口推移	9
第3章 地域福祉計画の体系	16
1 基本理念と基本方針	16
(1) 基本理念	17
(2) 基本方針	17
2 推進目標	17
第4章 計画の展開.....	18
1 取組課題及び具体的な取組	18
(1) 推進目標1「みんなで支え合う安心・快適な暮らしの実現」	18
(2) 推進目標2「地域ぐるみで支える子育てしやすい地域の実現」	18
(3) 推進目標3「だれもが元気に笑顔で暮らせる地域の実現」	19
(4) 推進目標4「だれもが自分らしく暮らすことができるしくみの実現」	19
2 地域福祉活動計画.....	22
3 取組課題と推進目標の実現に向けたプロジェクト.....	50
4 成果指標	56
5 推進体制	56
6 進捗管理	57
7 計画期間	57
第5章 参考資料	58
1 策定経過	58
2 策定委員	59
第6章 成年後見制度利用促進計画	60
【用語集】	63

*（アスタリスク）がついている用語は、用語集で解説しています。

（付 録）	70
-------------	----

地域活動における個人情報取り扱いのガイドライン

参考例1 自治会個人情報取扱規程

参考例2 町内会・自治会個人情報取扱規程

はじめに



国においては、誰もが住み慣れた地域で安心して、快適に暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現に向け、地域住民や関係団体などの多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代を超えて支えながら、「丸ごと」つながることが提唱されております。

本市では、平成29年4月に第2期胎内市地域福祉計画を策定し、胎内市社会福祉協議会が策定した第3次地域福祉活動計画と共に「楽しくふれあい、認めあい、助けあうまち たいない」を基本理念に、地域の方々や、市民団体、関係機関などと連携しながら、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

この間にも、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加など様々な分野での課題が増え地域を取り巻く環境はさらに厳しさを増しており、これまでの福祉サービスでは解決できない複合的な問題や、制度の狭間にある困難な問題も生じてきております。

このような状況を踏まえ、このたび策定した本計画では、生活課題の解決に向けて、地域のすべての人が連携・協働しそれぞれが主人公となって、お互いに支え合い、活躍できる仕組みづくりと人と地域をつなぐ活動を進めることによって、これからも住み慣れた家庭や地域で安心してその人らしく暮らし続けることができる地域づくりの実現に向けた取組みを更にすすめることとしています。

第2期地域福祉計画に引き続き、市民・地域・行政が互いに連携をとりながら、計画に掲げる目標の実現を目指してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、地域福祉懇談会やまちづくり座談会、定住意識アンケート調査、地域福祉活動団体へのヒアリング、パブリックコメント等で貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様、策定にあたりご審議いただきました胎内市地域福祉計画推進委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和2年4月

胎内市長 **井畑 明彦**

ごあいさつ



今日、胎内市でも人口減少が進み、私たちを取り巻く環境や生活様式などが多様化し、社会情勢が大きく変化しております。福祉人材や労働者の不足も予測される中、自然災害などの発生により、身近な人と人とのつながりと支え合いの重要性が再認識され、地域においても「支え合い助け合い活動」が広がり、ボランティア活動なども活発に取り組まれております。

このような状況の中で胎内市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的組織として、多様化・複雑化した新たな地域福祉の課題に向き合い、誰もが住み慣れた地域において健康で安心して自立した日常生活が送れるよう、更に地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組む必要があることから、第4次地域福祉活動計画を策定いたしました。

地域福祉の課題やニーズは、地域の中にあり、それを解決する方法も地域の中にあると思います。本会としましては、そうした地域福祉の推進主体であります市民の皆様に対しまして、引き続き福祉活動への参加とご協力をお願い申し上げます。

そして、「楽しくふれあい、認め合い、助けあうまち たいない」を基本理念とし、胎内市とも連携を図りながら、地域福祉の一層の充実のために、市民の皆様とともに、本会の役職員が一体となって更なる取り組みを進めて参ります。

結びに、本計画策定にあたり貴重なご意見、ご提言を賜りました「胎内市地域福祉（活動）計画推進委員会」の委員の皆様、そして、懇談会開催にご協力を頂いた関係者の皆様、市民の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和2年4月

社会福祉法人 胎内市社会福祉協議会
会長 近 勝 秋

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に当たって

1 計画の目的

少子高齢化や核家族化が進み、さらには個人の価値観の多様化や生活形態等の変化もあいまって、家庭や地域でお互いに支え合う営みが弱くなってきており、共に支え合う、助け合うという社会的なつながりも希薄になってきています。

加えて、高齢の親と無職で独身や障がいのある50代の子が同居することによって起きる問題（8050問題*）やひきこもり*、ニート*、虐待、自殺、介護と育児が同時に直面するダブルケアの課題などが社会問題となってきています。

これらの社会構造の変化などを背景に、地域や家庭、職場など様々な場において、人と人とのつながりが弱まっている中で、誰にも相談できずに課題が深刻化するケースや孤立するケースが増えています。

これらは、介護保険制度や障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度では解決が困難な課題であることから、課題を世帯として捉え、複合的・複層的に支援していくことが求められます。

計画の策定に当たっては、以上のことを踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安心、快適に暮らし続けられるよう、地域共生社会*の実現を目指し、制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない複合的課題や制度の狭間などの課題、社会的孤立や排除への対応、また、地域の支え合いの再構築など諸問題に対応するため、「地域づくり」と「新たな制度や支援」の仕組みづくりのためにこの計画を策定するものです。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）

平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定より

「胎内市『地域づくり』の取組 3つの方向性」

①豊かな自然と、安心して暮らせる生活基盤、更に先人たちが築き上げてきた歴史・文化に囲まれた心安らぐふるさとを次世代に引き継いでいくため、福祉以外の分野との**連携・協働から広がる地域づくり**

②「地域で困っている課題」を地域住民や関係団体、行政により人・もの・情報が行き交う活動から**共生社会が広がる地域づくり**

③「一人の課題から」地域住民と関係機関、行政が一緒になって課題を解決し、誰もが主人公として輝きながら、**一人ひとりをささえることができる地域づくり**

という方向性は、互いに影響を及ぼし合うものということができる。「我が事」の意識は、その相乗効果で高まっていくと考えられる。（第2次胎内市総合計画の理念に基づき設定）

2 計画の位置づけ

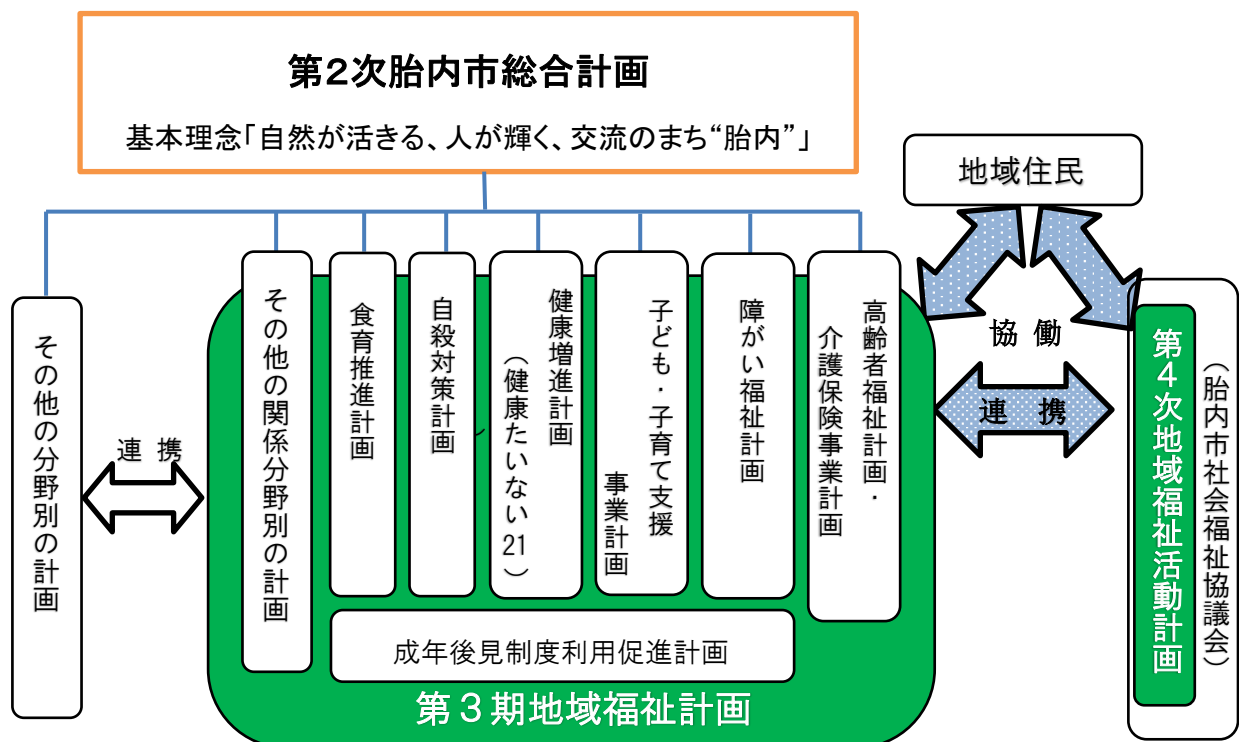
地域福祉計画は、地域福祉の推進に関する諸事項を一体的に進めるべく、社会福祉法（平成 30 年法律第 44 号）において、市町村はその策定に努めると規定されています。

第 3 期胎内市地域福祉計画（以下「本計画」という）は、「第 2 次胎内市総合計画」を基盤計画とし、子育て支援や障がい者福祉、高齢者福祉など、福祉部門の各分野別計画の上位計画と位置づけ、それぞれの個別計画と調和・連携し、取組の推進を図ることとしています。（P.2 図 1）

加えて、本計画は権利擁護の観点から成年後見制度*利用促進計画を一体的に策定しています。

また、第 2 期胎内市地域福祉計画（以下「第 2 期計画」という）と同様に胎内市社会福祉協議会（以下、「胎内市社協」という）が策定する第 4 次胎内市地域福祉活動計画（以下、「活動計画」という）と共に具体的に計画を推進するために一体的に策定し、連携・協働することにより、自助*・互助*・共助*・公助*のそれぞれの役割（P.6 図 3）を踏まえて、一体的に地域福祉の向上、推進に向けて取り組んでいきます。

（図 1）胎内市地域福祉計画の位置づけ



3 「持続可能な開発目標 (SDGs*)」との関連

平成 27 (2015) 年の国連総会で、国際目標として「持続可能な開発目標 (SDGs*)」が採択されました。

SDGs*は、「誰一人取り残さない」をキーワードに、全ての人が参加したパートナーシップを通じて推進することを前文に掲げており、誰もが幸せを実感できることを目指す地域福祉は、SDGs*の実現においても不可欠な取組です。

また、SDGs*の 17 の目標と 169 のターゲットは統合的に推進することとされており、地域福祉と特に関連が大きいと考えられる「③すべての人に健康と福祉を」、「①貧困をなくそう」、「⑩人や国の不平等をなくそう」、「⑪住み続けられるまちづくりを」を始め、様々な取組を連動させて、**持続可能な地域と福祉の仕組み**をつくっていくことが期待されます。

■ (図 2) SDGs*の 17 の目標



(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第五条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を經營する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を經營する者の責務)

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を經營する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターを經營する事業
- 三 介護保険法第一百五條の四十五第二項第一号に掲げる事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

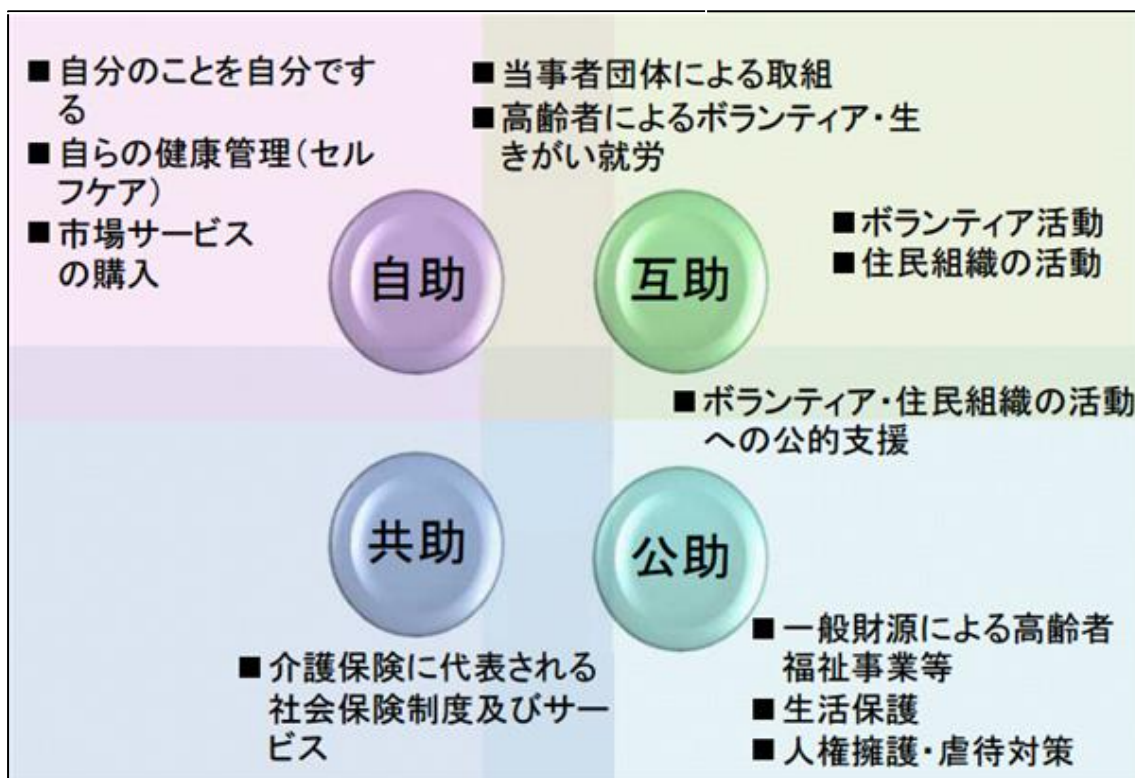
四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(図3) 自助・互助・共助・公助の関係



(厚生労働省ホームページより)

(参考2) 自助・互助・共助・公助の意味

- 自助：住み慣れた地域で暮らすため、健康管理や市場サービスの購入などにより自分たちの日常生活の課題は、自発的に解決すること。
- 互助：地域で暮らす人たちが隣近所や地域のつながりで助け合い、支え合い、課題を解決すること。
- 共助：健康保険や年金、介護保険などの社会保障制度等の制度化されたお互いが支え合う仕組み。
- 公助：自助*、互助*、共助*で解決することのできない課題に対して、市や警察など行政が最終的に対応する制度。

第2章 胎内市の状況

1 人口の推移

平成 17 (2005) 年 9 月に中条町と黒川村が合併し、市制が施行され、当時の人口は 32,813 人 (国勢調査) でしたが、その後は人口減少傾向が加速しています。

国立社会保障・人口問題研究所が実施している「日本の地域別将来推計人口」によれば、今後も人口減少が続き、令和 47 (2065) 年には、平成 27 (2015) 年と比較し本市の人口が 53%減少すると推計されています。(図 4)

年少人口 (0~14 歳) 比率は、昭和 30 (1955) 年以前から、生産年齢人口 (15~64 歳) 比率は昭和 45 (1970) 年以降減少を続ける中、老年人口の比率 (高齢化率) が増加を続けており、平成 27 (2015) 年現在 33%となっており、平成 22 (2010) 年から 5 年で 4%上昇しています。

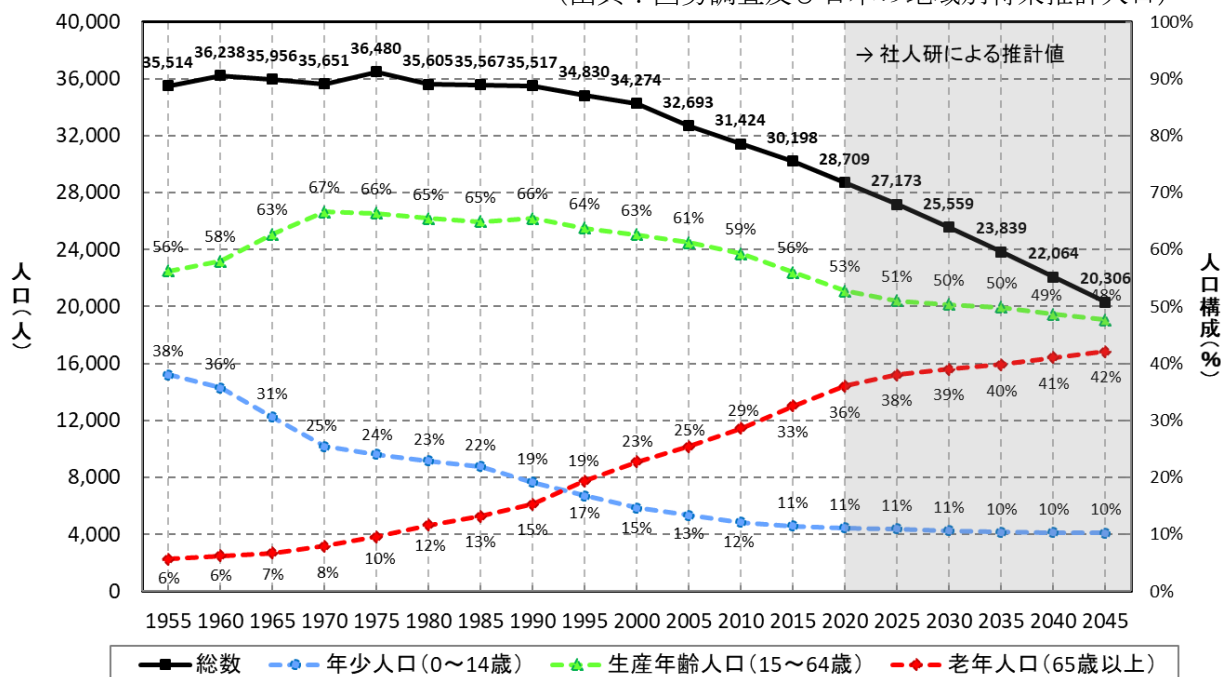
高齢化率は、今後も増加を続け、生産年齢人口 1 人当たり老年人口 1 人を支える状況に近づいていくと推計されています。

平成 27 (2015) 年から令和 27 (2045) 年の生産年齢人口の推計減少率は 42.8%、年少人口は 40.0%となっており、各種産業における労働者・後継者不足、小中学校の児童・生徒数の減少などが与える影響を今後の市政運営で考慮しなければならない状況です。

市においては、人口ビジョン (令和 2 年 3 月改定) の中で、上記推計よりも 8 ポイントほど人口減少を抑え、令和 47 (2065) 年に 16,549 人を旨すという展望を示しています。(図 5)

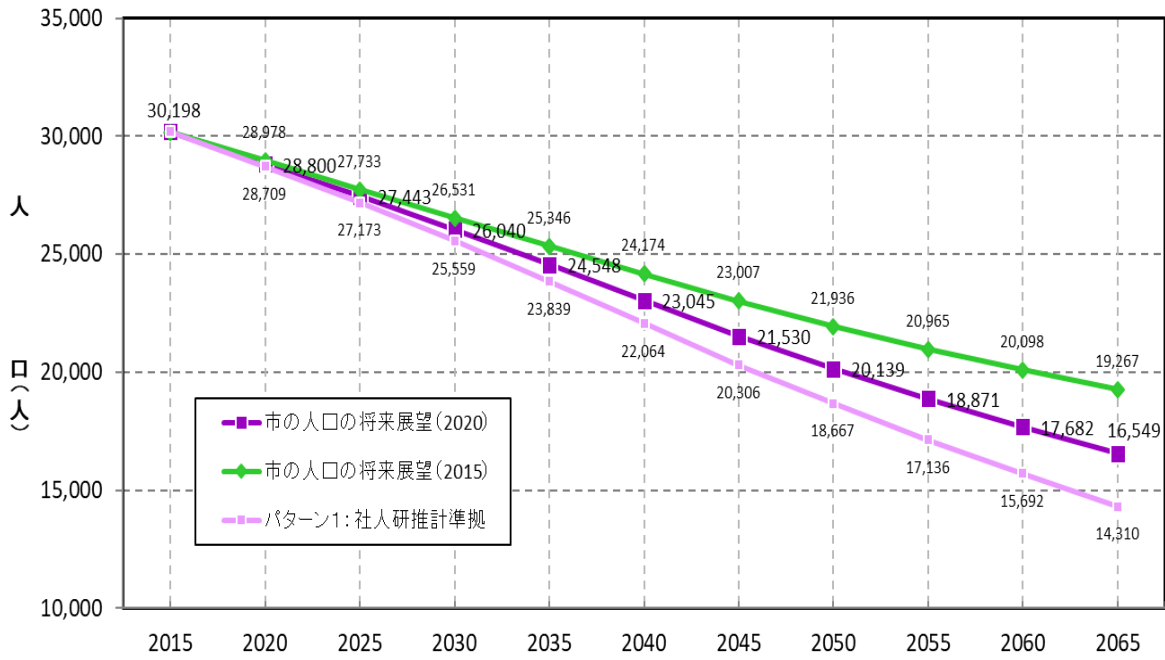
■ (図 4) 総人口及び年齢 3 区分別の割合の推移

(出典：国勢調査及び日本の地域別将来推計人口)



■ (図5) 総人口の将来展望

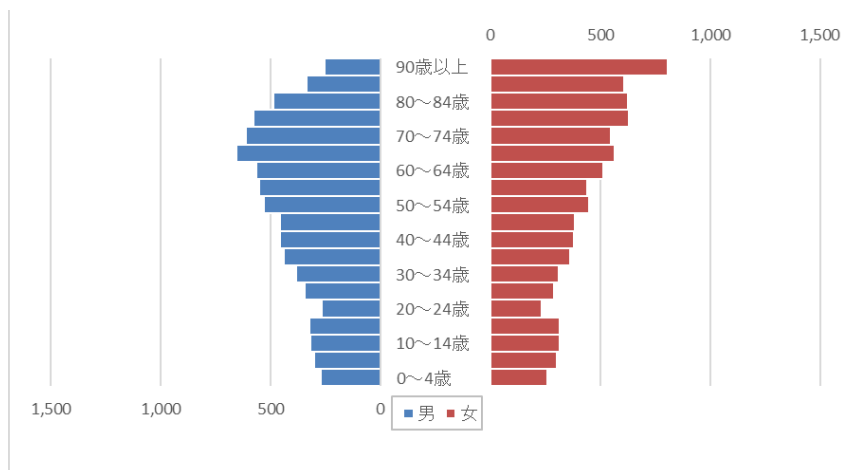
(出典：胎内市人口ビジョン(令和2年3月改定))



■ (図6) 人口ピラミッド(平成27(2015)年)



■ (図7) 人口ピラミッド(令和47(2065)年)



2 地区ごとの人口推移

平成 26 (2014) 年 3 月から平成 31 (2019) 年 3 月までの 5 年間の中条、乙、築地、黒川の各地区の住基人口推移は表のとおりで、主な特徴は以下のとおりです。

【人口総数】

人口総数については、全体では 5.4%の減少となっている中で、中条地区で 2.1%の減、乙地区で 9.9%の減、築地地区で 6.4%の減、黒川地区で 9.7%の減となっており、乙地区及び黒川地区では 5 年間で人口がおよそ 1 割減っています。男女別にみると、女性の減少率が高く、築地地区では、3.3 ポイントの差があります。

■ 各地区の人口推移 (出典：住民基本台帳)

(単位：人)

全体

	総数	男	女	世帯数	世帯当たり 人員
2014年	30,840	14,966 48.5%	15,874 51.5%	10,524戸	2.9
2019年	29,180	14,273 48.9%	14,907 51.1%	10,738戸	2.7
増減	▲ 1,660 ▲5.4%	▲ 693 ▲4.6%	▲ 967 ▲6.1%	214戸 2.0%	▲ 0.2 ▲7.3%

築地

	総数	男	女	世帯数	世帯当たり 人員
2014年	5,093	2,461 48.3%	2,632 51.7%	1,604戸	3.2
2019年	4,767	2,345 49.2%	2,422 50.8%	1,578戸	3.0
増減	▲ 326 ▲6.4%	▲ 116 ▲4.7%	▲ 210 ▲8.0%	▲ 26戸 ▲1.6%	▲ 0.2 ▲4.9%

中条

	総数	男	女	世帯数	世帯当たり 人員
2014年	15,477	7,509 48.5%	7,968 51.5%	5,563戸	2.8
2019年	15,149	7,414 48.9%	7,735 51.1%	5,813戸	2.6
増減	▲ 328 ▲2.1%	▲ 95 ▲1.3%	▲ 233 ▲2.9%	250戸 4.5%	▲ 0.2 ▲6.3%

黒川

	総数	男	女	世帯数	世帯当たり 人員
2014年	5,384	2,584 48.0%	2,800 52.0%	1,829戸	2.9
2019年	4,864	2,342 48.1%	2,522 51.9%	1,829戸	2.7
増減	▲ 520 ▲9.7%	▲ 242 ▲9.4%	▲ 278 ▲9.9%	0戸 0.0%	▲ 0.3 ▲9.7%

乙

	総数	男	女	世帯数	世帯当たり 人員
2014年	4,886	2,412 49.4%	2,474 50.6%	1,528戸	3.2
2019年	4,400	2,172 49.4%	2,228 50.6%	1,518戸	2.9
増減	▲ 486 ▲9.9%	▲ 240 ▲10.0%	▲ 246 ▲9.9%	▲ 10戸 ▲0.7%	▲ 0.3 ▲9.4%

【年少人口（0歳～14歳）】

男性の年少人口は中条地区以外では12%以上減少し、女性の年少人口は各地区で11%以上減少しています。中でも黒川地区は24.4%減少しています。

【生産年齢人口（15歳～64歳）】

生産年齢人口は中条地区以外で11%以上減少し、乙地区で19.7%、築地地区で11.5%、黒川地区で18.6%減少しています。中でも乙地区の男性は、20%減少しています。

【老年人口（65歳以上）】

老年人口は、各地区で増加しています。そのうち、中条地区では、男性の後期高齢者の割合が24.2%増加していますが、乙及び黒川地区では女性の後期高齢者数は減少しています。

【世帯当たり人員】

世帯当たり人員は、各地区で減少していますが、築地地区では3人を保っています。

■ 各地区の年齢区分人口の推移（出典：住民基本台帳）

（単位：人）

全体	全体				男				女			
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上
2014年	3,560	17,961	9,319	4,984	1,796	9,246	3,924	1,775	1,764	8,715	5,395	3,209
	11.5%	58.2%	30.2%	16.2%	5.8%	30.0%	12.7%	5.8%	5.7%	28.3%	17.5%	10.4%
2019年	3,140	15,950	10,090	5,294	1,632	8,232	4,409	2,007	1,508	7,718	5,681	3,287
	10.8%	54.7%	34.6%	18.1%	5.6%	28.2%	15.1%	6.9%	5.2%	26.4%	19.5%	11.3%
増減	▲420	▲2,011	771	310	▲164	▲1,014	485	232	▲256	▲997	286	78
	▲11.8%	▲11.2%	8.3%	6.2%	▲9.1%	▲11.0%	12.4%	13.1%	▲14.5%	▲11.4%	5.3%	2.4%

中条	全体				男				女			
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上
2014年	1,970	9,118	4,389	2,200	992	4,648	1,869	815	978	4,470	2,520	1,385
	12.7%	58.9%	28.4%	14.2%	6.4%	30.0%	12.1%	5.3%	6.3%	28.9%	16.3%	8.9%
2019年	1,805	8,581	4,763	2,503	940	4,390	2,084	1,012	865	4,191	2,679	1,491
	11.9%	56.6%	31.4%	16.5%	6.2%	29.0%	13.8%	6.7%	5.7%	27.7%	17.7%	9.8%
増減	▲165	▲537	374	303	▲52	▲258	215	197	▲113	▲279	159	106
	▲8.4%	▲5.9%	8.5%	13.8%	▲5.2%	▲5.6%	11.5%	24.2%	▲11.6%	▲6.2%	6.3%	7.7%

乙	全体				男				女			
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上
2014年	460	2,883	1,543	883	232	1,544	636	301	228	1,339	907	582
	9.4%	59.0%	31.6%	18.1%	4.7%	31.6%	13.0%	6.2%	4.7%	27.4%	18.6%	11.9%
2019年	395	2,314	1,691	872	201	1,235	736	301	194	1,079	955	571
	9.0%	52.6%	38.4%	19.8%	4.6%	28.1%	16.7%	6.8%	4.4%	24.5%	21.7%	13.0%
増減	▲65	▲569	148	▲11	▲31	▲309	100	0	▲34	▲260	48	▲11
	▲14.1%	▲19.7%	9.6%	▲1.2%	▲13.4%	▲20.0%	15.7%	0.0%	▲14.9%	▲19.4%	5.3%	▲1.9%

築地	全体				男				女			
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上
2014年	512	2,891	1,690	935	266	1,470	725	342	246	1,421	965	593
	10.1%	56.8%	33.2%	18.4%	5.2%	28.9%	14.2%	6.7%	4.8%	27.9%	18.9%	11.6%
2019年	445	2,558	1,764	950	232	1,334	779	351	213	1,224	985	599
	9.3%	53.7%	37.0%	19.9%	4.9%	28.0%	16.3%	7.4%	4.5%	25.7%	20.7%	12.6%
増減	▲67	▲333	74	15	▲34	▲136	54	9	▲33	▲197	20	6
	▲13.1%	▲11.5%	4.4%	1.6%	▲12.8%	▲9.3%	7.4%	2.6%	▲13.4%	▲13.9%	2.1%	1.0%

黒川	全体				男				女			
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上
2014年	618	3,069	1,697	966	306	1,584	694	317	312	1,485	1,003	649
	11.5%	57.0%	31.5%	17.9%	5.7%	29.4%	12.9%	5.9%	5.8%	27.6%	18.6%	12.1%
2019年	495	2,497	1,872	969	259	1,273	810	343	236	1,224	1,062	626
	10.2%	51.3%	38.5%	19.9%	5.3%	26.2%	16.7%	7.1%	4.9%	25.2%	21.8%	12.9%
増減	▲123	▲572	175	3	▲47	▲311	116	26	▲76	▲261	59	▲23
	▲19.9%	▲18.6%	10.3%	0.3%	▲15.4%	▲19.6%	16.7%	8.2%	▲24.4%	▲17.6%	5.9%	▲3.5%

3 胎内市の地域カルテ

地域の現状を次に示します。今後の人口減少を見据えて、地域でその現状をどのように受け止め、支援の必要な住民をどのように支えていくのかなどを考えていくことが必要になります。その際には、既存のサービス等の拡充や新たな地域資源の発掘・開発等も視野に入れていかなければなりません。

胎内市地域カルテ1

項 目	平成 27 (2015)年度	平成 30 (2018)年度	人口の将来展望 (市人口ビジョン)	
			令和7 (2025)年度	令和 27 (2045)年度
人 口	30,708 人	29,180 人	27,443 人	21,529 人
年少人口(0～14 歳)	3,532 人	3,140 人	2,897 人	2,273 人
生産年齢人口(15～64 歳)	17,621 人	15,950 人	14,213 人	10,663 人
老年人口(65 歳～)	9,555 人	10,090 人	10,333 人	8,594 人
高齢化率	31.1%	34.5%	37.6%	39.9%
自治会数	136 地区	136 地区		
世帯数	10,352 戸	10,738 戸		
高齢者を含む世帯数 ※施設入所者を除く	2,063 戸	2,510 戸		
独居世帯数	995 戸	1,199 戸		
高齢者のみ世帯数	1,068 戸	1,311 戸		
生活保護世帯数	114 戸	110 戸		

胎内市地域カルテ2

項 目		平成 27 (2015)年度	平成 30 (2018)年度
民生児童委員数		72 人	73 人
	主任児童委員数	5 人	5 人
老人クラブ数		36 クラブ	30 クラブ
要介護認定者数		1,807 人	1,854 人
	要支援1・2	381 人	462 人
	要介護1	365 人	333 人
	要介護2	358 人	312 人
	要介護3	286 人	253 人
	要介護4	252 人	315 人
	要介護5	165 人	179 人
うち認知症 (認知症高齢者日常生活自立度*Ⅱa 以上)		1,361 人	1,314 人
総合事業*対象者数		—	220 人
障害者手帳所持者数		1,600 人	1,567 人
	身体障害者手帳	1,180 人	1,096 人
	療育手帳	223 人	210 人
	精神保健福祉手帳	197 人	261 人
人工透析患者数		68 人	65 人

胎内市地域カルテ3

項 目	平成 27 (2015)年度	平成 30 (2018)年度
ひとり親世帯数(児童扶養手当)	247 戸	261 戸
就学援助認定者数	268 人	290 人
小学校	178 人	180 人
中学校	90 人	110 人
小学校数	5 校	5 校
児童数	1,411 人	1,312 人
中学校数	4 校	4 校
生徒数	775 人	682 人
高等学校数	2 校	2 校
大学数	—	1 校
特別支援学校通学数	22 人	22 人
保育園等数(こども園含む)	9 か所	10 か所
公立保育園数(こども園含む)	5 か所	5 か所
私立保育園数(こども園含む)	4 か所	5 か所
保育園等園児数合計	918 人	959 人
公立保育園(こども園含む)	593 人	562 人
私立保育園(こども園含む)	325 人	397 人

胎内市地域カルテ4

項 目		平成 30 (2018)年度
地域お茶の間サロン*数		72 か所
通いの場* の数 (令和元年 11 月末現在)		26 か所
障害福祉サービス事業所	相談支援事業所	4 か所
	就労系事業所	4 か所
	訓練系事業所	1 か所
	日中一時支援*事業所	2 か所
	放課後等デイサービス	1 か所
	ショートステイ	1 か所
	グループホーム	4 か所
	生活支援・生活サポート*	1 か所
	ホームヘルプ、ガイドヘルプ	1 か所
	移動支援*、同行援護*、行動援護*	1 か所
	訪問入浴	1 か所
介護保険サービス事業所	地域包括支援センター*	4 か所
	居宅介護支援事業所	9 か所
	訪問介護事業所	2 か所
	訪問看護事業所	1 か所
	通所介護事業所	5 か所
	通所リハビリテーション事業所	4 か所
	ショートステイ	8 か所
	グループホーム	5 か所
	小規模多機能型居宅介護*	3 か所
	共用型認知症対応型通所介護*	2 か所
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2 か所
	介護老人保健施設	3 か所
	地域密着型介護老人福祉施設*	3 か所
特定非営利活動法人(NPO*法人)		4 団体

胎内市地域カルテ5

項 目	数		備 考
緊急通報装置*設置事業	155 件	平成 30 年度実績	救急搬送 7 件
救急医療情報キット*配付数	2,216 本	令和元年 12 月現在	
救命ホルダー胎内たすく*配付数	3,851 個		
シルバー人材センター登録者数	750 人	令和元年 9 月 30 日現在	
胎内市自主防災組織*連絡協議会	116 組織	令和元年 12 月現在	中条 53、乙 16、 築地 16、黒川 31 組織率 94.9%
胎内市防災士連絡協議会	139 人	令和元年 12 月現在	
ボランティアセンター登録数		令和 2 年 1 月現在	
団体	113 団体		
個人	39 人		
ファミリー・サポート・センター* 依頼会員数	227 人	令和元年 12 月末現在	
ファミリー・サポート・センター* 提供会員数	71 人	令和元年 12 月末現在	
ファミリー・サポート・センター* 両方会員数	20 人	令和元年 12 月末現在	
病児・病後児保育利用登録者数	128 人	令和元年 12 月末現在	
認知症サポーター*	6,333 人	令和 2 年 1 月現在	一般 4,195 人、 小・中学生 2,138 人
介護予防リーダー*	62 人	平成 31 年 3 月現在	
健伸(けんの)びサポート隊*	65 人	令和元年 11 月現在	
地域支え合いサポーター*	44 人	平成 31 年 3 月現在	
コミュニティソーシャルワーカー*	17 人	平成 31 年 3 月現在	
生活困窮者支援相談数	160 人	平成 30 年度実績	延べ 1,912 件、 月 159 件
福祉まるごと相談窓口*相談数	48 人	令和 2 年 1 月末現在	延べ 147 人
成年後見制度*利用者数	53 人	令和元年 10 月末現在	補助 0 人、保佐 13 人、 後見 40 人

第3章 地域福祉計画の体系

1 基本理念と基本方針

本計画及び活動計画を策定するに当たり、地域福祉懇談会、まちづくり座談会での意見や定住意識アンケート調査及び地域福祉活動ヒアリングの結果をもとに策定委員会、作業部会で協議し、パブリックコメント（意見の公募）を実施しました。

地域福祉懇談会やまちづくり座談会、策定委員会及び作業部会の中では、大きく分けて、次の8つのことが課題として挙げられました。

【課題】

- ①昔のような困った時はお互い様など隣近所での助け合いや支え合い、地区の共同作業などが減って「顔の見えるつながり」が薄れてきている。
- ②「顔の見えるつながり」のきっかけは、「声かけ・あいさつ」であるが、大人同士のあいさつができていない。
- ③多世代間交流がない。
- ④災害時に避難するときなど要援護者を地域でどのように支援してよいかかわからない。
- ⑤空家が多くなっているが、老朽化や動物の侵入などが心配。
- ⑥ひきこもり状態の人（その家族を含む）への支援をどうしたらいいのかわからない。
- ⑦老々介護への対応をどうするのか。
- ⑧障がいがある人への支援をどうしたらいいのかわからない。

課題の①～④については、第2期計画と同様でしたが、今回、新たに⑤～⑧の課題が挙げられました。

そして、解決に向けては、多世代が交流の場を持つことが必要であり、地域の内外で子どもから高齢者まで障がい等があってもみんな顔を合わせることが大切だという意見がありました。また、集まることで顔がつながり、地域の方々の様子に気づき、どうしているのかと気遣うことから支え合いがはじまるという意見もありました。

具体的には、集まるきっかけとして、趣味や特技の披露やフレイル*（オーラルフレイル*を含む）予防、介護予防、健康などの勉強会からいろいろと広がっていくということなどが提案されました。

また、ひきこもり*状態の人や障がいのある人への支援については、両親が亡くなった後の支援も考えていかなければなりません。

以上のことから、本計画は、取組課題をより具体的に推進していくために、第1期計画の基本理念、基本方針を継承しつつ、推進目標、取組課題及び具体的な取組の一部を見直しました。

(1) 基本理念

「胎内市地域福祉計画」の基本理念

楽しくふれあい、認めあい、

助けあうまち たいない

(2) 基本方針

基本方針

「笑顔であいさつ つながる安心

地域が支える居心地のいいまちづくりを目指して」

2 推進目標

第2期計画の地域福祉懇談会から、これまでどおりの取り組み方では、高齢化や若い世代の流出、新興住宅地区と旧地区の住民交流が希薄で交流がないなどの理由により、地域福祉活動を推進する担い手が慢性的に不足することが否めないことが分かりました。

また、地域の行事等に参加しない住民や福祉課題を抱えている住民（サイレントプア*を含む）への対応方法、コミュニティソーシャルワーカー*（以下「CSW」という）等専門職との連携のあり方など個人情報取扱を含めて、住民、行政、胎内市社協、関係団体等と連携し、課題を一つ一つ解決していくため、具体的な対策と指標、推進目標について見直しました。

推進目標

- ① みんなで支え合う安心・快適な暮らしの実現
- ② 地域ぐるみで支える子育てしやすい地域の実現
- ③ だれもが元気に笑顔で暮らせる地域の実現
- ④ だれもが自分らしく暮らすことができるしくみの実現

第4章 計画の展開

1 取組課題及び具体的な取組

4つの推進目標それぞれに取組課題を設定し、活動計画（P. 22～P. 49）で具体的な取組を示しました。

検証の方法については、活動計画の具体的な取組の評価から分析します。
また、効果的に計画を推進するためにPDCAサイクル*の確立を図ります。

(1) 推進目標1「みんなで支え合う安心・快適な暮らしの実現」

取組課題	具体的取組
①いざという時の助け合いのしくみづくり	ア 災害時に備えた、家族や地域での相談 イ 防災（避難行動要支援者）マップづくり ウ 防災訓練の実施・参加 エ 犯罪や交通事故から子どもや高齢者の身を守るためのしくみづくり
②身近な場所での何でも相談窓口の設置	ア 相談相手をつくり、話を聴いてもらう イ 身近な相談場所を見つける ウ 自治会・集落の相談のしくみづくり エ ひきこもり*や障がいのある人への相談のしくみづくり オ 市役所や胎内市社協などに相談できるしくみづくり

(2) 推進目標2「地域ぐるみで支える子育てしやすい地域の実現」

取組課題	具体的取組
①だれもがなごめる子育て支援の居場所づくり	ア 子どもから大人まで地域の皆さんが交流する機会づくり イ 気軽に集える場所づくり ウ 公会堂・集会所・空き家の有効活用 エ 生活を支援する活動づくり
②子育てを支えるリーダーづくり	ア 地域行事や地域活動への参加・協力 イ 公会堂や集会所の「学びの場」の活用 ウ 子どもたちの家・地域でのお手伝いの推進

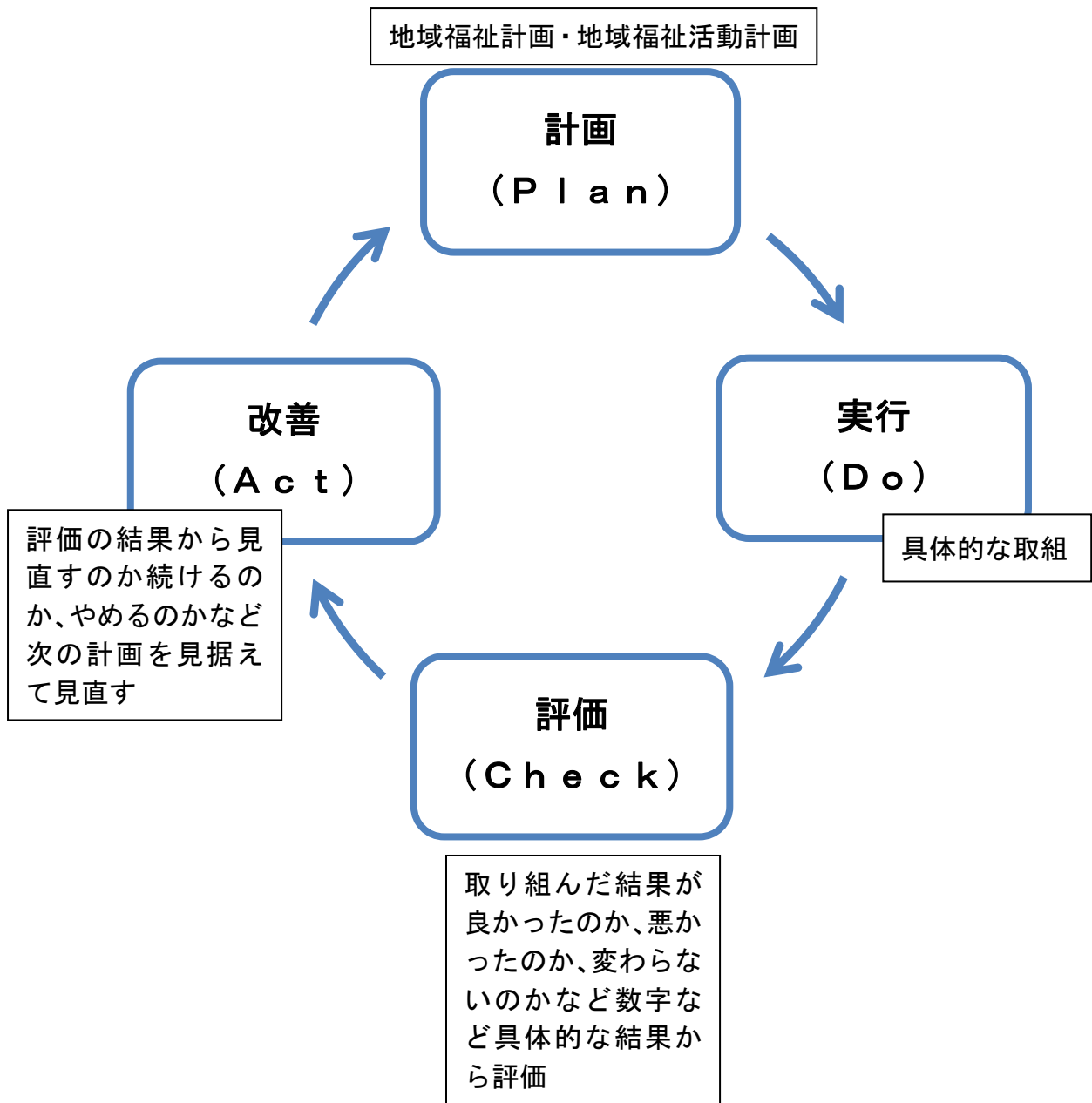
(3) 推進目標3「だれもが元気に笑顔で暮らせる地域の実現」

取組課題	具体的取組
①地域のだれもが顔の見えるつながりを持ち、支え合うまちづくり	ア 子どもも大人もあいさつでつながる イ 気軽に声をかけ、顔の見えるつながり ウ 地域の支え合い組織とつながる エ 学校・市役所・胎内市社協とつながる
②一人の困りごとを地域の困りごととして考えられる地域づくり	ア 地域の支え合い活動の紹介 イ 地域の支え合い活動づくり ウ 地域行事や支え合い活動に参加
③だれもが参加したくなる地域づくり	ア 若者などが参加しやすい行事を工夫 イ 地域伝統文化の伝承

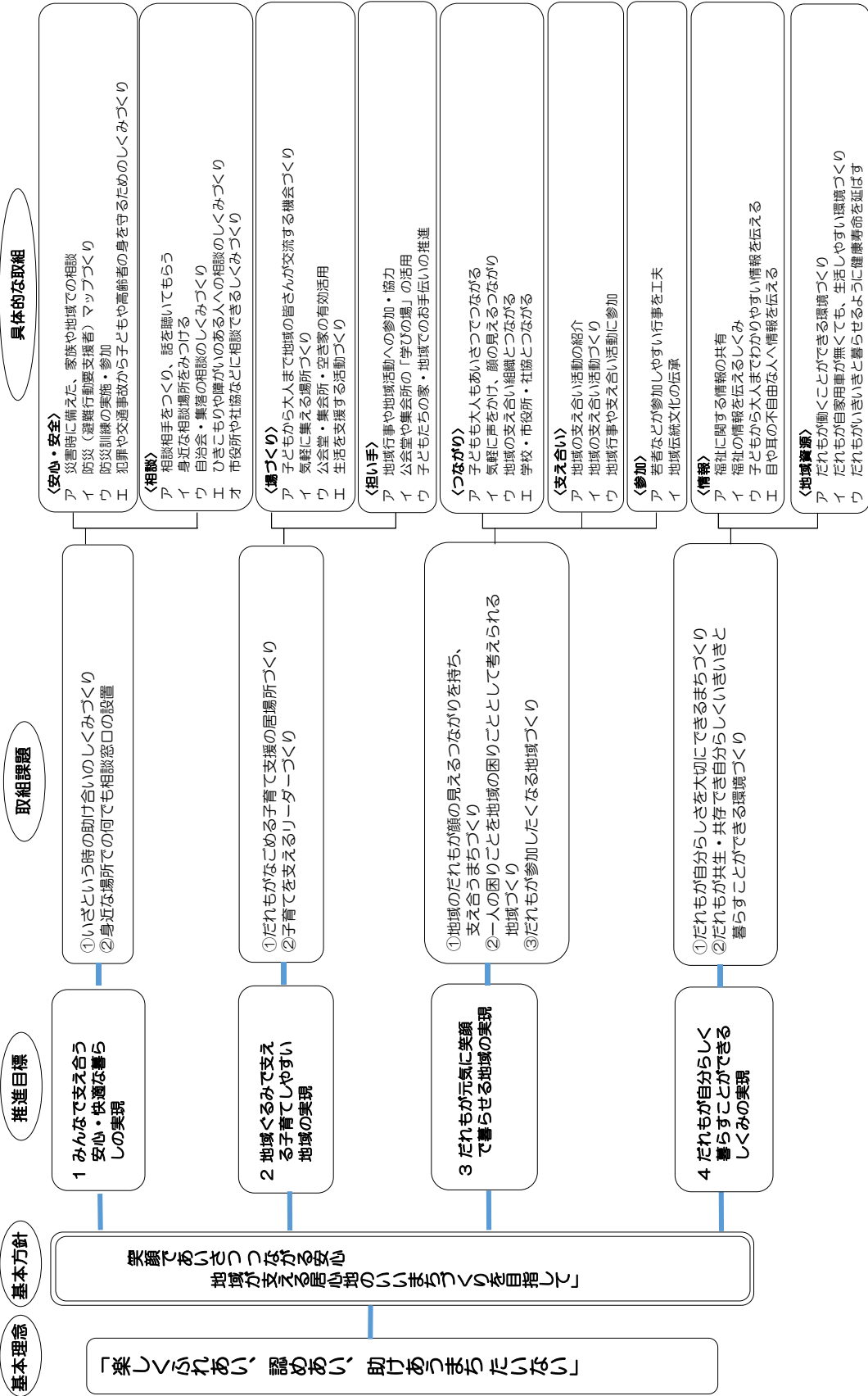
(4) 推進目標4「だれもが自分らしく暮らすことができるしくみの実現」

取組課題	具体的取組
①だれもが自分らしさを大切にできるまちづくり	ア 福祉に関する情報の共有 イ 福祉の情報を伝えるしくみ ウ 子どもから大人までわかりやすい情報を伝える エ 目や耳の不自由な方への情報を伝える
②だれもが共生・共存でき自分らしくいきいきと暮らすことができる環境づくり	ア だれもが働くことができる環境づくり イ だれもが自家用車が無くても、生活しやすい環境づくり ウ だれもがいきいきと暮らせるように健康寿命を延ばす

《PDCAサイクル*のイメージ》



胎内市地域福祉計画「地域ちやぶ台プラン」・胎内市地域福祉活動計画「HOT胎内たすけあいネット」体系図



4つの推進目標の実現に向けた胎内市のプロジェクト
プロジェクト1 『自治会や地区ごとに課題を共有し、解決に向けた話し合いを行う場づくり』
プロジェクト2 『推進目標達成に向けて住民と協働を進めるしくみづくり』

2 地域福祉活動計画

推進目標 1

みんなで支え合う安心・快適な暮らしの実現

① いざという時の助け合いのしくみづくり

災害時や困ったときに備えることは、近隣の皆さんによる支え合いの関係づくりや、地域づくりの見守り活動に発展していきます。

そこで、具体的な取組課題「いざという時の助け合いのしくみづくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組みます。

ア 災害時に備えて、家族や地域で相談しましょう

災害時にどうするか、地域みんなで助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・災害時にどうするか家族で相談し、連絡方法を決め、避難場所等を確認しておきます。
- ・家族以外の相談相手をつくります。
- ・近所の人やお茶の間サロン*等で災害時にどうするか話をする機会を持ちます。
- ・会議や集まりの機会をとらえて、声掛けをして災害時の心配ごと等の話を聞きます。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
地域支え合い活動への支援	災害時に備えて、日ごろからの支え合い活動の支援を行います。

市の取組

取 組	内 容
地域との協働による総合的な防災対策	自主防災組織*の立ち上げの促進や防災拠点・避難所の機能の点検、防災訓練等を推進します。
適切な情報提供による安全な避難の誘導	災害情報の重要な提供手段である防災行政無線の適切な運用や防犯・防災メールの登録拡大を推進します。

イ 防災(避難行動要支援者)マップづくりに取り組みましょう

いざという(災害)時の防災(避難行動要支援者)マップづくりをすすめ、支え合いの関係づくりを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・災害時に支援が必要な人の情報を自治会・集落役員が中心になって集め、個別に避難支援を行えるように決めておきます。
- ・各自治会・集落で避難する一人ひとりの視点に立ってマップを作成し、避難計画について相談します。(消防団との連携や平日・日中の対応)
- ・自治会・集落内で自主防災組織*をつくり、防災活動を行います。

胎内市社協の取組

取組	内容
地域支え合い活動への支援	災害時に備えた地域支え合いマップの作成を支援します。

市の取組

取組	内容
地域との協働による総合的な防災対策	各種災害に関する危険箇所や基本的な対策を周知する防災ガイドブックのPRや、地域や学校と連携した防災教育の実施等を推進します。
土砂災害や風水害対策等の推進	ハザードマップ*等を基に、特に災害発生リスクが高い場所について土砂対策施設の整備や排水ポンプの拡充等緊急的な対応を検討します。
適切な情報提供による安全な避難の誘導	津波については、最新のシミュレーション結果に基づいて、津波ハザードマップ*の作成と避難計画の検討を行います。

ウ 防災訓練を実施し参加しましょう

自治会・集落で実施する防災訓練へ参加し、いざという災害時に備えましょう。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・避難場所までの避難経路の確認を自治会・集落全体で共有します。
- ・自治会・集落の班単位での防災訓練など、より身近な顔の見える訓練を行います。
- ・昼だけでなく、夜間を想定した訓練を行います。
- ・子ども会や地区老人クラブ等の団体と共同で訓練を企画します。
- ・自治会・集落で災害に関する勉強会を開催し、防災の意識を高めま

胎内市社協の取組

取組	内容
防災訓練や避難訓練の支援	車イス体験や災害に関する勉強会の企画等の支援を行います。
災害支援コーディネーターの養成	災害発生時、被災者に対してニーズに応じた支援をコーディネートできる人材を養成します。

市の取組

取組	内容
地域との協働による総合的な防災対策	自主防災組織*、学校や保育園、福祉施設等と連携して、避難行動要支援者の避難を支える体制の構築を図ります。

エ 犯罪や交通事故から子どもや高齢者の身を守るためのしくみをつくりましょう

普段の暮らしの中で、自治会・集落や老人クラブの活動などから、地域の見守り活動ができるしくみづくりを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・お茶の間サロン*で消費者被害の情報が入るようにします。
- ・地域の見守り隊をつくり、見守り活動をします。
- ・地域の危険個所を調べ、全体で共有します。
- ・日頃からあいさつを行い、近隣での顔の見える関係づくりや支え合いの意識を持ちます。
- ・子どもの登下校時に合わせ、散歩や畑仕事をするなどの「ながらパトロール」で子どもを見守ります。
- ・何か気付いたことがあった場合は、地域支え合いサポーター*やCSW*と情報を共有します。

胎内市社協の取組

取組	内容
地域支え合い活動への支援	地域の多くの人たちが無理なく関わることができる助け合い・支え合い活動やネットワークづくりの支援をしていきます。
小学校1年生への防犯ブザーの贈呈	小学校新1年生へ防犯ブザーを贈呈し、防犯意識を高めます。
CSW*・地域支え合いサポーター*の周知	地区を担当するCSW*・地域支え合いサポーター*を知ってもらい、相談しやすい体制を整えます。

市の取組

取組	内容
地域等と連携した犯罪被害の抑制	<p>関係者と連携して防犯パトロール等の防犯活動の拡充を図るとともに、地域の見守り活動との連携や防犯・防災メールの配信等により、安全な地域づくりを推進します。</p> <p>商店、銀行や郵便局等の事業所と協力関係を構築し、異変発見や特殊詐欺*被害の防止に向けたネットワークづくり等に取り組みます。</p> <p>インターネット等による詐欺や犯罪に巻き込まれたり、トラブルを引き起こしたりすることがないように、関係機関と連携して啓発に努めます。</p> <p>従来の蛍光灯に比べ明るく長寿命で消費電力を抑えられるLED防犯灯への切り替え等を推進します。</p>
交通安全対策の推進	<p>路面標示、カーブミラーの設置や道路区画線の補修等の交通危険箇所を対象にした安全対策を推進します。</p> <p>子どもや高齢者をはじめとする歩行者等の安全確保のため、交通安全教育の実施、学校や地域との協働による見守り活動および歩道の整備等の対策に取り組みます。</p>
子育て世帯に寄り添う相談・支援体制の強化	<p>子育てサークル等の活動を支援することにより子育て世帯の孤立化を防止します。</p>
子育てに関する理解の促進	<p>子育てを見守り支える社会をつくるため、各種啓発活動に取り組みます。</p>
地域等と連携した犯罪被害の抑制	<p>関係者と連携して防犯パトロール等の防犯活動の拡充を図るとともに、地域の見守り活動との連携や防犯・防災メールの配信等により、安全な地域づくりを推進します。</p> <p>商店、銀行や郵便局等事業所と協力関係を構築し、異変発見や特殊詐欺*被害の防止に向けたネットワークづくり等に取り組みます。</p> <p>従来の蛍光灯に比べ明るく長寿命で消費電力を抑えられるLED防犯灯への切り替え等を推進します。</p> <p>インターネット等による詐欺や犯罪に巻き込まれたり、トラブルを引き起こしたりすることがないように、関係機関と連携して啓発に努めます。</p>
消費者相談の実施	<p>消費者団体等の関係機関と連携して、多様化する悪質商法*等に対応する消費生活相談や多重債務相談、これらの被害防止に向けた啓発に取り組みます。特に高齢者を対象にした消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、身近な地域で出前講座に取り組みます。</p>

② 身近な場所での何でも相談窓口の設置

生活の困りごとについていつでも相談できる身近な場所をつくることや、困ったときに福祉機関とつながることが相談援助のしくみです。

また、近隣住民が助け合い支え合うための見守りのしくみづくりにつながります。

そこで、具体的な取組課題「身近な場所での何でも相談窓口の設置」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組みます。

ア 相談相手をつくり、話を聴いてもらいましょう

病気のこと、介護のこと、防災のことなど、生活上で困ったことについて身近な相談相手をつくり、話を聴いてもらえる地域を目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・家族に相談をします。
- ・家族との日常会話を大切にしていきます。
- ・家族以外で信頼できる相談相手をつくります。
- ・会議や集まりの機会をとらえて、声掛けをして生活の困りごとや心配ごと等の話を聞きます。
- ・日頃からCSW*や地域支え合いサポーター*とつながりを持ちます。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
CSW*・地域支え合いサポーター*の周知	地区を担当するCSW*・地域支え合いサポーター*を知ってもらい、相談しやすい体制を整えます。

市の取組

取 組	内 容
CSW*・地域支え合いサポーター*の養成	CSW*・地域支え合いサポーター*の養成およびスキルアップ講座を実施します。

イ 身近な相談場所を見つけましょう

地域の中で、気軽に相談にのってもらえるところを見つけましょう。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・区長や民生児童委員に相談します。
- ・市報や胎内市社協だよりの情報を活用します。
- ・お茶の間サロン*や通いの場*に参加します。
- ・何か困りごとがあった時、胎内市社協に相談してくださいとPRします。

- ・地域の民生児童委員や保健推進員、地域支え合いサポーター*、CSW*が誰なのか知っておきます。
- ・地域の中で困りごとのある人に気づいたら、市の福祉まるごと相談窓口*につながります。

胎内市社協の取組

取組	内容
お茶の間サロン*等での支援	相談できる体制づくりの支援を行います。
総合相談窓口としての支援	地域との相談体制ネットワークの強化を図り、対応します。
CSW*・地域支え合いサポーター*の周知	地区を担当するCSW*・地域支え合いサポーター*を知ってもらい、相談しやすい体制づくりを整えます。

市の取組

取組	内容
福祉まるごと相談窓口*の周知	福祉まるごと相談窓口*では制度の枠を超えた「困りごと」の相談ができることを知ってもらい、相談しやすい環境を整えます。
子育て世帯に寄り添う相談・支援体制の強化	助産師や保健師による家庭訪問、各種健診、子育て世代包括支援センターの相談機能等の拡充を図ることで、妊娠期から切れ目なく子育て世帯と気軽に相談しやすい関係を構築します。 ファミリー・サポート・センター*の活動や保育園等の一時預かりの充実、医療機関との連携などにより、子育て世帯の悩みや相談に対応できる体制を整えていきます。
支援を必要とする世帯への対応の強化	こころとことばの相談事業*等の相談体制を強化するとともに、健診等未受診の家庭を積極的に訪問するなど、問題を早期に発見し、保護者が悩みを抱え込まないよう支援を行います。

ウ 自治会・集落の相談のしくみをつくりましょう

病気のこと、介護のこと、防災のことなど、生活上で困ったことについて区長や各種委員（自治会・集落役員・民生児童委員・保健推進員など）・お茶の間サロン*担い手・地域支え合いサポーターなど、気軽に相談できる地域を目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・民生児童委員や町内会役員に相談します。
- ・CSW*や地域支え合いサポーター*に相談します。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
C S W*による支援	生活の困りごとについて相談を受け、支援します。
お茶の間サロン*における相談のしくみの支援	お茶の間サロン*において気軽に相談できるよう、関係機関と連携し、支援します

市の取組

取 組	内 容
身近な地域支え合いネットワークづくりの支援	自治会・集落等で生活上の困りごとを相談、解決できるようなしくみづくりを支援します。

エ ひきこもりや障がいのある人への相談のしくみをつくりましょう

地域の中で、SOS（助けて！）と自分から言えない人を区長はじめ、各種委員（自治会・集落役員・民生児童委員・保健推進員など）・お茶の間サロン*担い手・地域支え合いサポーターなどを通じて専門機関につながる事ができる地域を目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・せいかつ応援センター*や障がい相談支援事業所、福祉まるごと相談窓口*などの専門機関に連絡します。
- ・地域支え合いサポーター*やC S W*に相談します。
- ・多世代交流対応型サロン*の立ち上げ、地域の交流を図り、顔の見える関係づくりを目指します。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
ひきこもり*に対する支援	ひきこもり*当事者の会を開催し、ひきこもり*の相談に応じ、支援します。
生活困窮者に対する支援	生活に困窮している人の相談に応じ、支援します。
相談支援事業所における支援	障がいのある人の相談に応じ、支援します。

市の取組

取 組	内 容
多世代交流の場*の立ち上げ	地域の誰もが寄り合える場の立ち上げをモデル的に行います。

オ 市役所や胎内市社協などに相談できるしくみをつくりましょう

市役所や胎内市社協とのつながりを深め、近隣の人たちと助け合い・支え合うネットワークづくりを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・市役所や胎内市社協の相談しやすい人を見つけます。
- ・市や胎内市社協のホームページや広報を見るようにします。
- ・何か困りごとがある人に、『市役所や胎内市社協に相談できる』ことを紹介します。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
地域包括支援センター*における支援	高齢者の総合相談窓口として、当事者や家族、地域の人等が相談しやすい体制を整えます。
生活困窮者自立支援事業所における支援	当事者や家族、地域の人等が相談しやすい体制を整えます。
相談支援事業所における支援	障がいのある人の相談に応じ、当事者や家族、地域の人等が相談しやすい体制を整えます。
お茶の間サロン*における支援	お茶の間サロン*で気軽に相談できるよう支援します。

市の取組

取 組	内 容
相談・支援体制の充実	地域支え合い体制づくり*から必要なサービスを受けていない人の掘り起こしや指定相談支援事業の利用促進を図ります。
	障がいのある人の相談に適切に対応するため、指定相談支援事業所の体制強化やサービス提供事業者の充実を図ります。
	増加している一人暮らしの高齢者や家族の虐待などのケースに対応するため、介護保険分野をはじめとする関係者と情報共有し、連携強化を図ります。
成年後見制度*の利用および権利擁護利用の支援	成年後見制度*および権利擁護の利用についての広報や利用について支援します。

推進目標 2

地域ぐるみで支える子育てしやすい地域の実現

① だれでもなごめる子育て支援の居場所づくり

自治会・集落で仲間と一緒に集いの場をつくることは、近所で気軽に集まることのできるお茶の間サロン*などの整備やお茶の間サロン*のPR、活性化などにつながります。また、活動のきっかけがない人のために、きっかけづくりの場にもつながっていきます。

そこで、具体的な取組課題「だれでもなごめる子育て支援の居場所づくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組みます。

ア 子どもから大人まで地域の皆さんが交流する機会をつくりましょう

日頃から地域の世代間交流を行い、自治会・集落の人たちが自然に交流できる地域を目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・納涼祭を計画します。
- ・自治会・集落のお祭りを通して交流します。
- ・地域にある企業や介護事業所に協力を呼び掛けて、自治会・集落行事を企画します。
- ・施設のイベント等を宣伝、上手に活用します。
- ・積極的に「交流の場」をつくるようにします。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
お茶の間サロン*などの活動交流支援	サロンでの世代間交流やお茶の間サロン*同士の交流を通してつながりづくりとふれあいができる機会を支援します。
世代間交流の推進	自治会・集落においての世代間交流行事の企画や開催時の協力、胎内市社協事業を通じて世代間交流を推進していきます。
ボランティアフェスティバルなどの開催	子どもや障がいのある人も、ボランティア活動を通じて気軽に交流できる機会を支援します。
高齢者ふれあい昼食会の開催	世代間交流を通してつながりづくりとふれあいができる機会を支援します。

イ 気軽に集える場所をつくりましょう

気軽に集える場所をつくり、近隣の人たちが自然に交流できる地域を目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・誰でも気軽に集える居場所をつくります。
- ・お茶の間サロン*の継続、充実を図ります。（お茶の間サロン*同士の交流）
- ・認知症カフェ*（虹色カフェなど）を活用します。
- ・大人も子どもも趣味や特技を発表できる機会をつくります。
- ・公会堂などが高齢者や障がいのある人に使いやすいように心がけます。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
お茶の間サロン*や子ども食堂*などの立ち上げ支援	市民が気軽に集い、交流できる地域の居場所づくりを支援します。

市の取組

取 組	内 容
多世代交流対応型サロン*の立ち上げ・運営支援	地域の誰もが気軽に寄り合い、支え合う場づくりの支援を行います。

ウ 公会堂・集会所・空き家の有効活用をしましょう

地域の公会堂や集会所を、近隣の人たちが自然に交流できる集いの場として有効に活用していきましょう。

また、地域の空き家などを有効活用できるような取り組みを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・空き家の所有者等と不動産事業者や空き家総合窓口に早目に相談するとともに、空き家バンク*への登録を検討します。
- ・空き家を活用していきます。
- ・お茶の間サロン*は、公会堂等を利用して行います。
- ・公会堂等の利用がしやすいよう決まりなどを検討します。
- ・介護予防のために通いの場*を立ち上げます。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
公会堂等の有効利用の支援	自治会・集落単位で行う集いや各種相談、介護予防などの支援を行います。

市の取組

取 組	内 容
定住・転入を促進する優良な住宅の確保	UJI ターン*等での移住定住を促進するため、公営住宅や空き家等を活用して受け皿となる優良な住宅を確保するとともに、お試し居住*等の検討を行います。
	空き家バンク*を通じて優良な空き家の流通と有効活用を促進します。
介護予防と生きがいづくり	介護予防リーダー*の育成を継続するとともに、地域住民主体の通いの場*、地域のお茶の間サロン*、高齢者の見守り訪問等の活動を行う自治会・集落等の団体へ立ち上げ支援及び継続支援を行います。

エ 生活を支援する活動づくりに取り組みましょう

困ったときのために、生活を支援する様々な活動づくりを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・公会堂、集会所、空き家を利用して、地域のちょっとした困りごとを支援する活動に取り組みます。
- ・子ども食堂*などの立ち上げ準備・開設をします。
- ・子ども食堂*などの地域ボランティア活動に参加し応援します。
- ・自治会・集落の側溝掃除やクリーン作戦に参加します。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
フードバンク*の立ち上げ支援	フードバンク*の立ち上げに必要な支援を行います。
子ども食堂*の立ち上げ支援	子ども食堂*の開所に向けた地域の取り組み支援を行います。
地域支え合い活動への支援	多くの人が無理なく参加できるよう生活を支援する活動や助け合い・支え合い活動、ネットワークづくり等の支援を行います。

市の取組

取組	内 容
地域支え合い体制づくり*への支援	地域の見守り活動や地域の交流活動の立ち上げなど、地域の支え合いにつながる活動に支援を行います。

② 子育てを支えるリーダーづくり

支え合い・助け合い活動に主体的に参加するためには、福祉に対する理解を育み関心を持つことが大切になります。地域支え合いサポーター*や子どもたちの活動が地域での取組につながります。

また、子どもたちの福祉に対するイメージは「助け合い」や「ボランティア」「やさしさ」という内容であることがわかりました。子どもの頃から地域や自治会・集落に愛着を持ち、地域での関係性を築くことが大切です。

そこで、具体的な取組課題「子育てを支えるリーダーづくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組めます。

ア 地域行事や地域活動への参加や協力をすすめてみましょう

家庭・地域・学校が協力して、子どもが福祉の担い手としての活動を目指します。また、大人も様々な講座等を通して、元気な暮らしのリーダーとしての活動を目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・介護予防リーダー*研修や地域支え合いサポーター養成講座に参加します。
- ・地域のお年寄りや障がいのある人の経験談を聞く機会をもちます。
- ・「学校」とつながり、交流を深めます。
- ・子ども会の行事で、積極的につながりを持つようにします。
- ・大人と一緒に自治会・集落の福祉施設等の行事やボランティア活動に参加します。
- ・胎内市社協のジュニア福祉スクール*やボランティアフェスティバルに参加します。
- ・自治会・集落の住民全員が対象となる行事を企画し、多くの人が参加できるように周知する方法を考えます。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
ジュニア福祉スクール*の開催	福祉の担い手を育成するため、ジュニア福祉スクール*を開催し、楽しく福祉を学べるよう支援します。
たいないきれい隊*の開催	誰でも気軽に参加できる環境美化活動を行います。
ボランティアフェスティバルの開催	子どもや障がいのある人も、ボランティアを通じて気軽に交流できる機会を支援します。
ボランティアきっかけ講座の開催	誰でも参加しやすい講座を開催します。
自治会・集落行事企画の支援	地域福祉につながる自治会・集落行事の企画を支援します。

市の取組

取 組	内 容
地域自治の推進	人口減少社会下においても自治会・集落の組織力を維持し、防災や福祉で共助*が行われるよう、その基盤づくりを支援します。
	地域住民の地域に対する誇りや愛着が育まれるよう、自治会・集落行事の活性化や交流活動を促進します。
市民活動団体の育成・支援の拡充	市民が実施する地域活性化活動やコミュニティ活動に対する活動資金や活動場所に関する支援の継続・拡充を図ります。

イ 公会堂や集会所を『学びの場』として活用しましょう

世代間交流を通して、一緒に福祉について関心を持ちましょう。歩いていける場所にある公会堂や集会所を活用し、身近な人たちと世代間交流や福祉について学ぶ機会をつくっていきましょう。そのことで、困ったことがあった時にも、情報が共有でき、支え合える活動につながることを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・福祉について聞きたい内容を考えます。
- ・認知症についての勉強会を開きます。
- ・健康やフレイル*（オーラルフレイル*を含む）予防の楽しい遊びを企画します。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
知っ得情報お届け講座の開催	介護保険制度や福祉サービスなどを学ぶための支援をします。
お茶の間サロン*研修会の実施	お茶の間サロン*のあり方について、みんなで考え、共有する場を提供します。
地域支え合い活動に関する研修会・講座等の開催	地域における支え合い活動に関する研修会の企画・開催や地域支え合いマップの作成支援などを行います。

市の取組

取組	内 容
いきいき生活支援員派遣事業*の実施	お茶の間サロン*等へリハビリテーションの専門職や管理栄養士、歯科衛生士等を派遣し、元気な暮らしのヒントやレクリエーションなどを提供します。

ウ 子どもたちは、家・地域でできるお手伝いをしましょう

子どもたちは、家のお手伝いを通して、家族の一員としての役割を自覚し近所で困っている人へのお手伝いをしましょう。

また、地域の高齢者や障がいのある人などとの世代間交流をきっかけにして、顔見知りになり、近所で困っている人へのお手伝いができる地域を目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・自治会・集落の回覧板を隣に回すなど、子どもにできることを手伝ってもらいます。
- ・自治会・集落行事等に親子が積極的に参加します。
- ・自治会・集落行事などで、世代間交流をします。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
ジュニア福祉スクール*の開催	福祉の担い手を育成するため、楽しく福祉を学べるよう企画し、ジュニア福祉スクール*を開催します。
たいないきれい隊*の開催	気軽にできる環境美化ボランティアを通じて、担い手を育成します。
ボランティアフェスティバルの開催	子どもや障がいのある人も、ボランティアを通じて気軽に交流できる機会を支援します。
ボランティアきっかけ講座の開催	子どもたちが興味をもち、参加しやすい講座を開催します。

推進目標 3

だれもが元気に笑顔で暮らせる地域の実現

① 地域のだれもが顔の見えるつながりを持ち、支え合うまちづくり

近隣の皆さんによる助け合い・支え合いの関係づくりは、困ったときに福祉機関とつながる相談援助のしくみ、災害時の助け合い、市民の暮らし・健康・学びを支える行政・医療・保健・福祉・教育機関とのネットワークづくりに発展します。

そこで、具体的な取組課題「地域のだれもが顔の見えるつながりを持ち、支え合うまちづくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組みます。

ア 子どもも大人も「あいさつ」でつながりましょう

困ったときのために、子どもと大人が顔見知りになり、日頃からあいさつをして、助け合い・支え合いの関係づくりを地域で目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・近所や地域の人と会った時に、あいさつをします。
- ・子どもの登下校時には散歩して、見守りを兼ねて声かけをします。
- ・地域の子どものだけでなく、若者・成年の方にも積極的に声をかけます。
- ・毎月 10 日の「あいさつの日」の活動を通じて、他の地域でも積極的にあいさつをします。
- ・地域の会合でも「あいさつ」の徹底を働きかけます。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
活動などを通じた声かけの促進	環境美化活動など、子どもから高齢者までが気軽に参加できるボランティア活動などを通じて、市民同士の声かけを促進します。

市の取組

取 組	内 容
「あいさつの日」の実施	毎月 10 日の「あいさつの日」に市内の学校であいさつ運動を行い、地域にも参加を呼びかけます。

イ 気軽に声をかけ、顔の見えるつながりをもちましょう

困ったときのために、日頃から気軽に声をかけあい、近隣の人たちが自然に交流できる地域を目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・高齢者に声をかけ、お茶の間サロン*などへの活動の参加をすすめます。
- ・隣の様子ができるように、声かけして、顔を見て回覧板を手渡します。
- ・留守が続き心配になった場合は、理由を確認するようにします。
- ・隣近所の日常の生活（カーテンの開閉、明かりの点灯消灯、新聞受けなど）を気にかけるようにします。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
お茶の間サロン*などでの活動支援	お茶の間サロン*をきっかけにして、声かけや誘い合いを行い、地域のつながりを進めていくよう支援していきます。

市の取組

取 組	内 容
地域における異変発見の体制づくり	地域の異変発見の役割を担うために地域支え合いサポーター*の養成や、地域支え合いサポーター*と協力した住民による地域の見守り・サロン活動*の支援を行います。
	地域支え合いサポーター*と民生児童委員、自治会・集落、老人クラブ、その他の自主グループ等地域の主要な人材の関係づくりを支援します。
	家庭を訪問する機会が多い新聞・郵便・宅配・ごみ収集等の事業者や、電気、水道、ガス等のライフライン事業者、商店、コンビニ、スーパー、銀行等と協力関係を築き、高齢者等の異変を早期に発見するしくみを構築します。

ウ 地域の支え合い組織とつながりましょう

困ったときのために、ボランティアや各種委員などとのつながりを深め、助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・民生児童委員の名前や顔を覚えます。
- ・近所同士で集まる機会づくりと子育て支援（ファミリーサポート）を推進します。
- ・自治会・集落で子どもの貧困や学習支援、生活支援が必要な人を把握し、関係機関と連携します。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
お茶の間サロン*などの活動支援	お茶の間サロン*などで、地域の見守り活動や支え合い組織となる活動を支援します。
生活困窮者自立支援事業*での子どもの学習支援	元教職員や塾講師による生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行います。

市の取組

取 組	内 容
子育て世帯に寄り添う相談・支援体制の強化	ファミリー・サポート・センター*の活動や保育園等での一時預かりの充実、医療機関等との連携などにより、子育て世帯の悩みや相談に対応できる体制を整えていきます。
	子育てサークル等の活動を支援することにより子育て世帯の孤立化を防止します。
子育てに関する理解の促進	子育てを見守り支える社会をつくるため、各種啓発活動に取り組みます。
	子どもを対象としたイベントや子どもの遊び場を設けることにより、子育てしやすい環境づくりを進めます。
	祖父母の協力による子育てを後押しする体制づくりを推進します。
旧小学校区*のネットワークづくり	自治会・集落など身近なエリアで解決困難なことを協議や支援する体制づくりを行います。

エ 学校・市役所・胎内市社協とつながりましょう

困ったときのために、学校・市役所・胎内市社協のつながりを深め、助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・行事に参加して、学校や市役所・胎内市社協の人と交流します。
- ・学校支援ボランティア活動、学校後援会活動に参加してつながりを深めます。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
お茶の間サロン*などの交流	お茶の間サロン*などで行う交流活動等への支援をします。

市の取組

取 組	内 容
分野の壁を越えた情報交換や交流の促進	支援制度やイベント等の開催の周知を行う際には、分野の壁を越えて役に立つ情報を手に入れられるよう健康・福祉・まちづくり等の様々な分野の情報を集約して提供します。
	ほかの地域の活動団体や関連する分野の活動団体と情報交換ができるような交流の場づくりに取り組みます。

② 一人の困りごとを地域の困りごととして考えられる地域づくり

地域行事や地域における福祉活動（ボランティアや地域のお茶の間サロン*、支え合い）に参加することは、近隣の人たちがお互いに支え合える関係づくりにつながります。また、生活の困りごとを解決することにもつながっていきます。そこで、具体的な取組課題「一人の困りごとを地域の困りごととして考えられる地域づくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組みます。

ア 地域の支え合い活動を紹介しましょう

地域で行っている支え合い活動をしている人が中心になり、みんなに紹介して近所の人たちがお互いに支援する活動を目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・ボランティア活動を口コミで広めます。
- ・支える側と支えられる側に分けないで活動を進めます。
- ・何事も参加することから始まります。地域での活動や行事などの情報提供に「町内だより」などを積極的に活用します。
- ・子ども会での「廃品回収」の情報は「お知らせ」だけでなく、「結果やお礼」を発信していきます。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
お茶の間サロン*などの活動支援	胎内市社協だよりなどを通して、活動の紹介をします。
ボランティア活動の支援協力	各種ボランティア活動への支援協力をします。
地域ニーズに合わせたボランティア講座開催	地域ニーズに合わせたボランティア講座を開催します。
ボランティア活動スキルアップ講座の開催	ボランティア活動のスキルアップ講座を開催します。

市の取組

取 組	内 容
地域の支え合い活動の紹介	地域づくり発表会で地域の支え合い活動を知ってもらい、新たな活動へつなげて行きます。

イ 地域の支え合い活動に取り組みましょう

一人の困りごとを地域の困りごととして考え、お互いに支え合える地域を目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・一人の困りごとを地域の困りごととして考えます。
- ・日頃から近隣の人達との交流を通し、「一人暮らし・高齢」等の世帯の雪かきの手伝いをします。
- ・地域での側溝掃除（泥上げ）等、地域全員で参加するようにします。
- ・小さな活動から出発します。子どもを含め誰でも出来るような活動（空き缶拾いなど）を考えます。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
地域支え合い活動の支援・協力	地域支え合いマップなどを活用して、地域の支え合い活動の支援をします。
お茶の間サロン*などの活動支援	お茶の間サロン*などがない地域には、立ち上げ・準備の支援をします。

市の取組

取 組	内 容
住民による支え合い活動の推進	自治会・集落等による地域の支え合いの体制づくりへの支援を継続します。
	地域と連携・協働して、空き家等を利用した子どもや高齢者の居場所づくりや、地域の福祉活動の拠点の立ち上げを支援します。
	買い物や移動の支援、食事の提供といった地域の課題に対応する組織の立ち上げを支援します。
ボランティアスタンプ事業*の実施	地域支え合い活動や各種ボランティア活動をボランティアスタンプ事業*の対象とし、ボランティア活動の活性化と生きがいを支援します。

ウ 地域行事や支え合い活動に参加しましょう

地域行事でこれまで参加がむずかしかった年代の人々が、気軽に参加できるような企画を工夫し、そのことをきっかけに、近隣の人たちと交流を深め、助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・大人も子どもも一緒に福祉施設等の行事に参加します。
- ・祭り行事を通し「各団体・子ども会・老人会など」それぞれの立場でより多くの参加者が集まるような工夫をします。また、それぞれの役割分担を行い、一緒に活動します。
- ・障がいがあっても地域行事等に参加します。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
お茶の間サロン*などへの活動支援	お茶の間サロン*などに参加していない方などが参加できるよう支援します。
ボランティアセンターの充実	気軽に参加できるボランティア活動の充実を図ります。
ニーズに合わせた講座等の立案・実施	地域のニーズに合わせた講座等の立案・実施を支援します。
ボランティア団体への活動支援	各種ボランティア団体への活動を支援します。
地域支え合い活動への支援	地域の支え合い活動組織への支援をします。

③ だれもが参加したくなる地域づくり

地域行事や地域における福祉活動（ボランティアや地域のお茶の間サロン*、支え合い）に参加することは、近隣の人たちがお互いに支え合える関係づくりにつながります。また、生活の困りごとを解決することにもつながっていきます。

そこで、具体的な取組課題「だれもが参加したくなる地域づくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組みます。

ア 若者などが参加しやすい行事に取り組みましょう

一人暮らし高齢者や子育て中の親、ひとり親などが孤独や不安を感じることなく、安心して暮らしていくためにも近隣や地域と交流を深め、近隣の人たちと一緒に参加して、助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・若者層が参加できるように、内容を工夫します。
- ・自治会・集落の活動や行事に各世代の人に参加してもらうためには、「子どもを巻き込み」親も参加できるように工夫をします。
- ・「バーベキュー・もちつき」など、それぞれの地域に合った楽しめる行事のやり方をみんなで考えます。
- ・地域で組織している「子ども会」「お茶の間サロン*」など、それぞれの組織での活動だけでなく、お互いの組織間での交流を図ります。
- ・子ども会・お茶の間サロン*で料理教室を開催し、子どもに料理を教えながら、一緒に食事をします。また、昔の遊びを一緒にします。
- ・防災をキーワードにした誰もが楽しめるイベントを企画します。
- ・自治会・集落の子どもから高齢者まで誰でも参加できるゲーム（例：ポッチャ*など）を企画します。
- ・自治会・集落役員と地域の若者が一緒に行事を計画し開催します。
- ・入学、成人、結婚、出産を自治会・集落でお祝いします。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
お茶の間サロン*などの活動支援	お茶の間サロン*での世代間交流行事の企画や開催の協力、お茶の間サロン*に若者が参加しやすい活動の支援をします。
世代間交流の推進	地域における世代間交流行事の企画や開催の協力をします。
身近な地域で活動できる場の相談・支援	地域の中で身近に活動できる場の相談を受け、支援をします。
赤い羽根共同募金会の支援	赤い羽根共同募金の助成金を活用し、地域のお茶の間サロン*やボランティア団体等を支援します。

イ 地域伝統文化を伝承しましょう

ふるさとづくりを目的に、神楽舞・獅子舞や神輿など、地域の伝統行事を通して大人から子どもへの文化継承を目指します。

私たち市民の取り組み

例えば・・・

- ・地域の伝統行事（神楽舞・獅子舞や神輿など）に参加します。
- ・地域を離れた子どもたちの帰省に合わせて、地域行事を行います。
- ・他の自治会・集落に伝統芸能を知ってもらいます。
- ・子どもたちに地域の伝統芸能を体験してもらいます。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
高齢者ふれあい昼食会の開催	世代間交流を通じて伝承をします。
ボランティア活動の推進	昔語りやボランティア活動の支援など世代間交流を進めます。
胎内市社協の事業で地域の伝統芸能を紹介します	胎内市社協での事業や広報などで地域の伝統芸能を紹介します。

市の取組

取 組	内 容
伝統文化の保存と継承	文化事業への補助金による支援のほか、生涯学習や地域活性化の取組と連携して、各集落に伝わる神楽舞・獅子舞や神輿などの伝統芸能や祭り等の行事を継承する団体等への新たな支援策を検討します。
	学校と地域の連携を図るコミュニティ・スクールの活動や学校との連携により、総合学習やふるさと体験学習などで、子どもが地域の歴史や伝統芸能に触れる機会を増やします。

推進目標 4

だれもが自分らしく暮らすことができるしくみの実現

① だれもが自分らしさを大切にできるまちづくり

情報を上手に活用していくことは、福祉やボランティアに関するお知らせが、多くの方法で伝わることや、地域福祉活動やボランティア活動を進めるための講習会を開催し、活動の手引き（マニュアル）をつくることにつながります。

そこで、具体的な取組課題「だれもが自分らしさを大切にできるまちづくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組みます。

ア 福祉に関する情報を共有しましょう

福祉に関する情報や地域の情報を、家族や隣近所で共有します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・アパートに回覧板がまわるようにします。
- ・地域の活動状況等の収集と発信をします。
- ・お茶の間サロン*に参加して福祉に関する情報を共有します。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
胎内市社協だよりの発行	月に1回社協だよりを発行し、福祉の情報を掲載していきます。
ボランティアセンターだよりの発行	年に数回、ボランティアセンターだよりを発行し、ボランティア情報を提供します。

市の取組

取 組	内 容
市報の発行	市報に福祉の情報を定期的に掲載します。
市ホームページへの情報の掲載及び更新	市のホームページに福祉に関する情報をタイムリーに掲載・更新します。

イ 福祉の情報を伝えるしくみをつくりましょう

困っている人や気がかりな人が相談にきた時、ちょっとした一声（情報）をかけてあげられるしくみづくりを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・自治会・集落役員や民生児童委員が情報を伝えます。
- ・防災行政無線を地域情報伝達的手段として活用します。
- ・お茶の間サロン*に参加して福祉に関する情報を得ます。
- ・ご近所同士で情報交換をします。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
お茶の間サロン*などへの支援	お茶の間サロン*などへの情報を伝えるしくみづくりを支援します。

市の取組

取 組	内 容
区長や民生児童委員、サロン代表者等への情報提供	区長や民生児童委員、サロン代表者等への情報提供を行い、情報を伝えるしくみをサポートします。

ウ 子どもから大人までわかりやすい情報を伝えましょう

自治会・集落だよりなど、福祉情報をどの年代でも分かりやすく伝えることを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・市報たいないを活用して、地区のイベント情報の周知を図ります。
- ・自治会・集落広報誌の文字を大きくして読みやすくします。
- ・福祉だよりの発行をします。（社協だよりを含む）
- ・ボランティアや防災活動について、子どもの参加を進めます。
- ・子どもと一緒に市報たいないや社協だよりを読みます。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
情報誌作成支援	お茶の間サロン*だよりなどの作成支援を行います。
社協だよりやホームページでの情報伝達	社協だよりやホームページで福祉の情報を分かりやすく、見やすい内容でお伝えします。

エ 目や耳の不自由な人へ情報を伝えましょう

目が不自由な人には声で、耳の不自由な人には紙面などで確実に情報を伝えていきましょう。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・隣の目の不自由なおじいちゃんやおばあちゃんに回覧板を読み聞かせします。
- ・ボランティア（音声訳・点訳など）の活用をします。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
多様な情報提供の推進	音声訳・点訳等のボランティア活動を支援します。
お茶の間サロン*などへの活動支援	お茶の間サロン*などの中で情報が伝わるしくみづくりを支援します。

市の取組

取 組	内 容
手話奉仕員の派遣や要約筆記奉仕者等の派遣	個人や団体からの要請に応じて手話奉仕員等の派遣を行うなど、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援します。
同行援護*の実施	視覚障がい者に対する同行援護*事業を実施します。そのために必要な人材確保に努めます。
視覚障がい者の生活訓練	関係機関と連携し、点字訓練等を行い視覚障がい者のコミュニケーションを支援します。また、パソコンを活用した読み上げソフトの利用訓練を行います。

② だれもが共生・共存でき自分らしくいきいきと暮らすことができる環境づくり

だれもが自分らしく地域でいきいきと暮らすことができる環境をつくることは大切です。

そこで、具体的な取組課題「だれもが共生・共存でき自分らしくいきいきと暮らすことができる環境づくり」を達成するため、胎内市では以下の実施プランに取り組みます。

ア だれもが働くことができる環境をつくりましょう

ハローワークや就労支援事業所等の相談できる関係機関を把握し、連携することで、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、若者の地元就職及びUJIターン*の促進や、下越地域若者サポートステーション*の利用促進に努め、若者の巣立ちもバックアップしていきます。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・就労について相談できる関係機関を把握します。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
就労についての相談支援	一般就労に向けた相談窓口として、相談しやすい体制にします。

市の取組

取 組	内 容
就労・自立に向けた支援の拡充	障害者雇用促進法*の周知や市内企業との協力による就労の場の拡大、各種訓練や就労支援サービスの提供等によって、障がい者の就労・自立を促進します。
男女がともに働きやすい環境の整備	ハッピー・パートナー企業*の登録等、企業に対する働きかけを継続して推進します。
	子育てサービスや介護サービスの拡充、出産・子育てで一度職場を離れた女性に対する職業訓練や再就職支援の拡充等、仕事と家庭の両立を支える環境の整備を図ります。

イ だれもが自家用車が無くても、生活しやすい環境づくりを進めましょう

生活の基本である移動が自由にできるよう、高齢者や障がいのある人などが利用しやすい移動手段の充実を図る必要があります。また、日頃からの人間関係を築き、隣近所で乗り合いができる関係づくりを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・地域の中の困りごとを、地域支え合いサポーターや民生委員などに伝えます。
- ・デマンドタクシー*（のれんす号）を利用します。

胎内市社協の取組

取 組	内 容
地域支え合い組織への支援	買い物支援や送迎支援など、地域支え合い組織で活動できるようにしくみづくりを進めます。
福祉タクシー券の発行	障がいのある人へ、タクシー券の助成をします。
ボランティア活動への支援	各種ボランティア活動の支援をします。

市の取組

取 組	内 容
外出支援*サービスや移動支援*サービスの実施	一定の条件を満たす要介護者*や障がい者の人の受診等外出時の送迎を行います。
デマンドタクシー*のれんす号の運行	デマンドタクシー*のれんす号の運行と使い方の周知を行います。

ウ だれもがいきいきと暮らせるように健康寿命を延ばしましょう

健康は、豊かで幸せな人生を送るために大切です。また、健康な状態を保って生涯を暮らし続けることは、だれもが望むことです。

病気があってもいきいきと元気に過ごせるよう、一人ひとりが自分のところと体の状態をよく把握し、健康を維持していけるような取組をより一層充実させていくことを目指します。

私たち市民の取組

例えば・・・

- ・ 通いの場*やお茶の間サロン*に参加します。
- ・ 日頃から健康増進や予防の取組について関心を持ち、生活習慣病の発見や予防を目的とした特定健診を受けます。
- ・ 健康づくりや介護予防のため、スポーツやレクリエーションなどのイベントに、積極的に参加します。
- ・ 困ったとき、どこに相談すればよいか事前に調べておきます。
- ・ 積極的に生涯学習講座などを受講し、ボランティア活動にも参加します。
- ・ 自分の特技を地域活動にいかします。

市の取組

取 組	内 容
ライフステージに合わせた健康づくりの推進	メタボリック症候群*対策、糖尿病対策、ロコモティブ症候群*対策、フレイル*対策、子どもの肥満対策等、目的や年齢に合わせた生活習慣改善のための知識や実施方法の普及に努めます。
	全身の健康維持につながる歯と口腔の健康のため、歯科健診や歯科指導の拡充を図ります。
	ほっと HOT・中条、にこ楽・胎内、ふれすぽ胎内の利用促進等の方策を検討し、運動に取り組めるようなしくみを構築します。
早期発見・早期治療の体制強化	特定健康診査とがん検診の受診率向上に向けて、同時実施や無料クーポンの配布といった取組を継続するとともに、未受診者の実態把握を行って新たな対策を検討します。
	市内企業等と連携して、働き盛りの世代に対する疾病予防の働きかけを継続します。
元気・ふれあい・生きがいづくりの推進	市民協働による健康づくり活動の拠点であるほっと HOT・中条とにこ楽・胎内を中心に、元気ふれあい広め隊の育成と元気づくりプログラム等の充実を図ります。
	地域包括支援センター*（介護予防・日常生活支援総合事業*等）や生涯学習、生涯スポーツの各分野と連携して、市民による地域でのサロン活動*、サークル活動等を促進します。

<p>元気・ふれあい・生きが いづくりの推進</p>	<p>ストレス等によるうつ状態や精神的不調の改善および自殺予防に向けて、相談支援体制の拡充や支援者となる市民を対象にした研修等の開催に取り組みます。</p>
<p>介護予防と生きがいづ くり</p>	<p>健康づくり、生涯学習、生涯スポーツ等関連する分野の取組と連携し、すこやか教室*や介護予防に資する通いの場*等における介護予防プログラムや市民講座・学級*等の生きがいづくりを実施します。</p> <p>介護予防と生活支援の担い手づくり活動の拠点である健伸館*を中心に、介護予防の取組強化と生活支援サービスの担い手となる人材を発掘し、生きがいづくりにつながる活動に取り組みます。</p>
<p>サービスの提供体制の 整備</p>	<p>高齢者に関する総合相談窓口となる地域包括支援センター*の体制を整えるとともに、地域包括支援センター*を中心に認知症への対応や介護と医療の連携、地域ケア会議*の開催等に取り組みます。</p> <p>高齢者の生活実態を踏まえて、胎内市に合った地域包括ケアシステム*のあるべき姿を検討し、その実現を目指します。</p>

3 取組課題と推進目標の実現に向けたプロジェクト

本計画では、第2期計画に引き続き、4つの推進目標の実現を目指し、2つの「推進目標に向けたプロジェクト」を設定しました。

プロジェクト1については、第2期計画から引き続きとし、プロジェクト2については、新たに多世代交流の場づくりやひきこもり*状態の人の居場所づくりを進めていくことを明記しました。

市民や関係団体と連携・協働し、住み続けたい居心地の良いまちづくりに向けて、取り組んでいきます。

《推進目標の実現に向けたプロジェクト1》

「自治会や地区ごとに課題を共有し、解決に向けた話し合いを行う場づくり」

《推進目標の実現に向けたプロジェクト2》

「推進目標達成に向けて住民と協働で進めるしくみづくり」

《推進目標の実現に向けたプロジェクト1》

「自治会や地区ごとに課題を共有し、

解決に向けた話し合いを行う場づくり」

地域福祉懇談会など市民の皆さんとの話し合いの場をきっかけに「旧小学校区*のネットワーク」や「胎内市安心ネットワーク」の構築を推進していきます。そこでは、生活困窮者やひきこもり*などいわゆる「サイレントプア*」への支援など既存の制度やサービスでは、対応しきれない「制度の狭間」に対する新たな制度やサービスの開発等も協議していきます。

また、平成28年度から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（参考3）が施行され、平成29年度からは「地域包括ケアシステム*」（参考4）がスタートしました。

高齢者や障がい者に限らず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていけるように、引き続き協議していきます。

ケアのあり方のみならず、居場所づくりや社会参加の機会をどのように生み出していくことができるのかプロジェクト2と合わせ、関係機関・団体等との連携をより一層強化していきます。

(参考3)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

平成28年4月1日施行され、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求め、差別をなくすことで、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法では

なにもと

何が求められるのですか？

ふとうさべつてきとりあつかいきんし

「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

ごうりてきはいりょていきょう

「合理的配慮」の提供

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

※ 言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障がいのある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障がいのある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

たいしょうしょうがいしゃ

対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもって人のことだけではありません。

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含まれます）、その他の心や体のはたらきに障がい（難病に起因する障がいも含まれます）がある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です（障がい児も含まれます）。

たいしょうじぎょうしゃ

対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちのいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

(内閣府『「合理的配慮」知っていますか』リーフレットより)

「共生社会」の実現のために

障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。

ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

こうした取組の一步一步の積み重ねが、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現へとつながっていきます。

この「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

この法律を進めることで、障害のある人となない人が実際に接し、関わり合う機会が増えると思います。こうした機会を通じ、障害のある人となない人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとって大きな意味をもちます。

このリーフレットを通じて、ひとりでも多くの方に、新しい一歩を踏み出していただくことを願っています。



(内閣府『「合理的配慮」知っていますか』リーフレットより)

(参考 4)

「地域包括ケアシステム*」

高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」を一体で提供できる地域の体制をいい、そのためには自助*・互助*・共助*が活用されるしくみができていることがポイントになります。

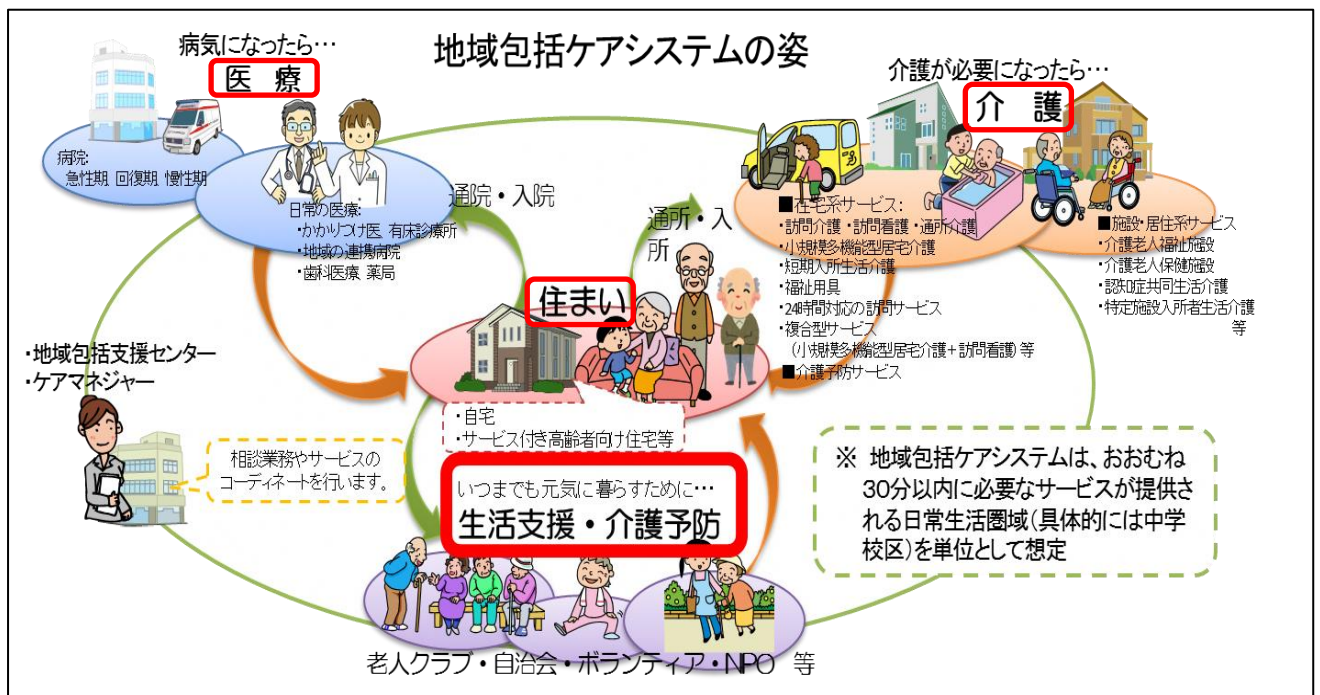
高齢者だけでなく、障がいのある人や子ども、子育て世代、ひきこもり状態の人などの幅広い方々が自分の役割を持って活躍でき、関係機関等と連携しながら、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らすことのできる仕組みを作り出していくことが必要です。

地域包括ケアについて



- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷり蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。

(平成 28 年 3 月地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」より)



《推進目標の実現に向けたプロジェクト2》

「推進目標達成に向けて住民と協働で

進めるしくみづくり」

第1期計画中、地域住民が抱えるいろいろな課題の解決には総合的なコーディネーターが必要だという声からCSW*の養成を行い、令和元年度までに認定CSW*は17名となりました。

しかし、事業所の勤務形態から実働が困難となっている状況であり、十分に機能するには至っていません。

そのため、今後も養成・配置に継続して取り組むと共に事業所等の理解の促進にも取り組んでいきます。

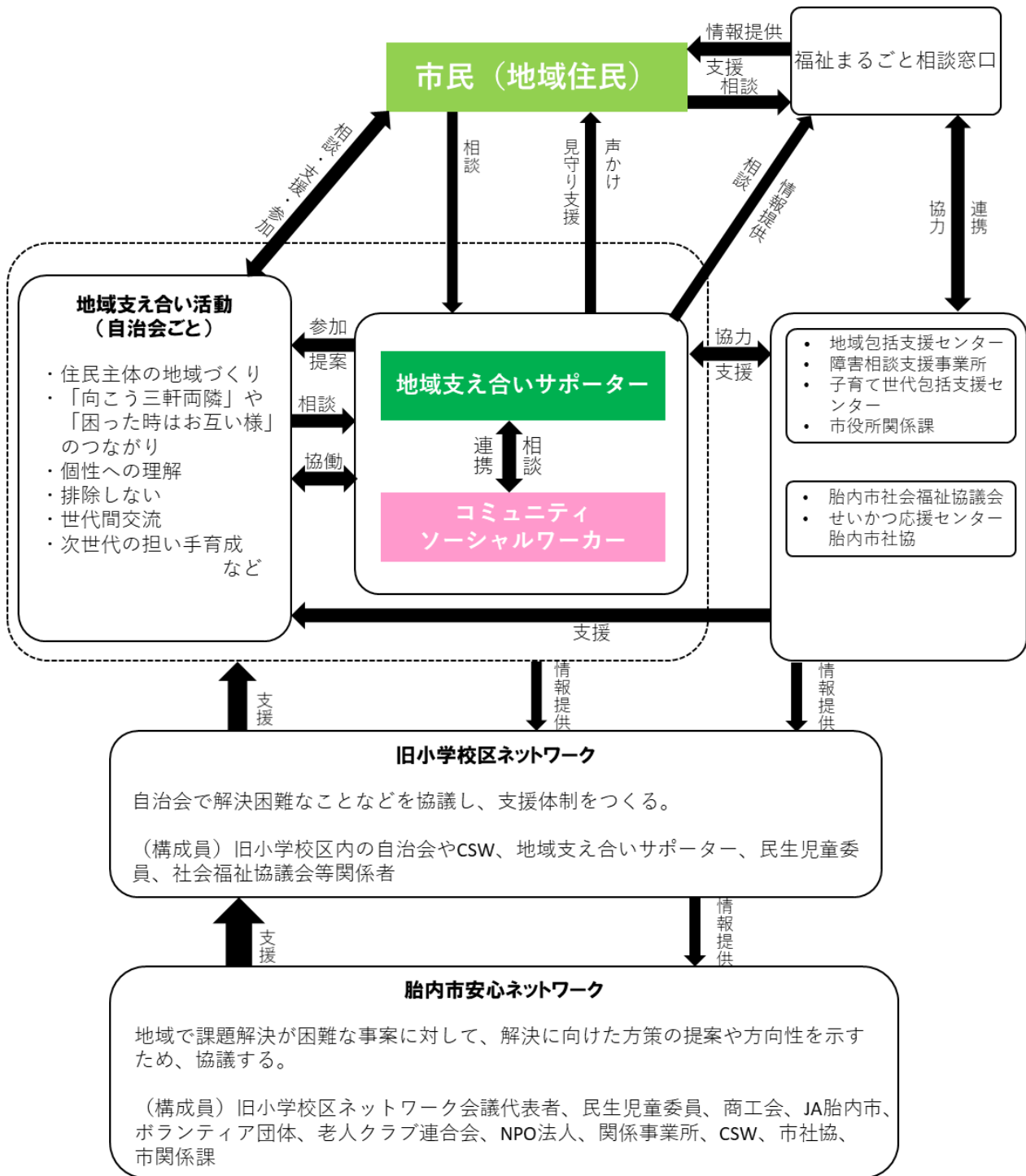
平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、ひきこもりやニート*など様々な理由で仕事に就けない、収入が少ないことなどから引き起こる社会的課題に対し、市や胎内市社協の「せいかつ応援センター*」、関係機関等が自立に向けた支援を行っていますが、既存の社会資源では対応しきれない現状があります。

その現状を解決するために本計画では、既存の社会資源の活用だけでなく、多世代交流の場*づくりやひきこもり*状態の人の居場所づくりなど新たな社会資源の開発や住民の理解の促進に取り組んでいきます。

なお、その活動には、「声なき声」をつなぐ役割として、住民の協力体制も欠かせないことから、第2期計画に引き続き、住民の方々を対象に「地域支え合いサポーター」の養成も行います。

また、地域福祉課題解決のための市役所各課の横断的な連携システムの体制づくりも十分にできていないことから、その構築を進めていきます。これらの取組とともに、地域住民、企業、関係機関、団体、行政が一体となって、地域福祉課題への取組を推進していきます。

【推進体制 プロジェクト1とプロジェクト2の関係図】



4 成果指標

地域福祉計画の具体的な成果を設定します。（令和元年度は実数）

成果指標	令和元年度	令和3年度	令和8年度
地域支え合いサポーターの認定者数（累計）	57人	58人	68人
多世代交流の場*の数（累計）	0か所	2か所	4か所
C S W*の認定者数（累計）	17人	17人	17人
旧小学校区*等（15地区）ネットワーク会議開催地区数（年間）	0地区	3地区	15地区
新しい地域資源の開発数（累計）	1	2	4

5 推進体制

本計画の推進に当たっては、多様な分野との関連による取組が重要です。

①胎内市社協との連携・連動

- ・胎内市社協の「地域福祉活動計画」と連携・連動し、一体となって取り組んでいきます。
- ・胎内市社協と共に生活課題や福祉課題の把握に努め、住民や関係機関等と連携し、解決を図ります。

②地域福祉（活動）計画推進会議の継続

- ・計画の推進方法等を検討するとともに、評価・進捗管理を行います。

③市役所内の推進体制の整備

- ・様々な分野に関わることから、市役所内の関係課と情報共有と連携を図り、総合的に施策が推進されるよう取り組みます。

④住民や関係諸団体等との連携

- ・懇談会等を通じ、それぞれの役割を認識し、それらを明確にした上で、課題の共有・解決に向けた取組を行います。

6 進捗管理

毎年、胎内市社協との評価・調整や地域福祉計画推進会議、市役所内関係課等において、調整・評価された状況を踏まえ、進捗管理を行います。

7 計画期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までとします。

なお、日々変化を続ける地域生活状況の確認を行いながら、必要に応じて、期間内においても見直し・変更を行うこととします。

第5章 参考資料

1 策定経過

【地域福祉懇談会・まちづくり座談会】

平成30年2月9日(金)	乙
3月6日(火)	村松浜
3月23日(金)	ほのぼの茶屋 (北本町1、大川町1、東本町3、東本町4)
5月18日(金)	新栄町
6月15日(金)	西本町第3
6月21日(木)	東本町第4
6月27日(水)	鹿ノ俣地区
平成31年2月28日(木)	旧大出小学校区 (荒井浜、大出、富岡、江尻、地本、日立)
3月22日(金)	旧柴橋小学校区 (柴橋、草野、新館、鷹の巣、西川内、東川内、八田、寅田、小船戸、上城塚、下城塚、城塚、塩津、弥彦岡)

【胎内市定住意識アンケート調査】

平成30年7月	市内の小学6年生216人および中学3年生234人	回収率 95.6%
---------	--------------------------	-----------

【ヒアリング】

胎内市地域福祉活動計画ヒアリング(胎内市社協)

14団体167名に実施

船戸元気会、村松浜サロンよらっしえ〜、北町よれんすサロン、坂井サロン、半山通いの場*、ほのぼの茶屋、新栄町通いの場*、星の宮1通いの場*、手話サークルかえで、中条カフルイ、大正琴すずらん会、点訳ほたるカラニハッピーフラ

【策定委員会・作業部会】

令和元年9月17日(火)	第1回地域福祉(活動)計画推進(策定)委員会
10月31日(木)	第1回地域福祉(活動)計画作業部会
11月25日(月)	第2回地域福祉(活動)計画作業部会
令和2年3月23日(月)	第2回地域福祉(活動)計画推進(策定)委員会

【パブリックコメント】

令和2年3月26日(木)～3月31日(火)

第3期計画(素案)に対するパブリックコメントの実施(意見提出:0件)

2 策定委員

胎内市地域福祉(活動)計画推進委員名簿

(任期:令和元年9月10日～令和4年3月31日)

(敬称略)

区分	所属	氏名
学識 経験者	作新学院大学短期大学部	坪井 真
サービス事業者 保健医療福祉	ちゅーりっぷ苑	新野 直紀
	虹の家相談支援センター	平野 政志
	新発田地域在宅医療・介護連携推進センター	平野 真弓
	きすげこども園	瀧澤 貴子
民生委員児童委員 区長・	中条地区	大沼 安在
	黒川地区	桐生 錦一
	築地地区	小林 やよえ
	乙地区	山田 進
住民代表	中条中学校区	渡辺 光子
	乙中学校区	小泉 英子
	築地中学校区	石井 恵子
	黒川中学校区	西濟 睦美
定める者 所轄庁が	胎内市社会福祉協議会 地域福祉部会	藤木 國裕
	胎内市社会福祉協議会 地域福祉部会	野澤 文夫

第6章 成年後見制度利用促進計画

(1) 成年後見制度利用促進法の市町村計画としての位置づけ

この項目は、成年後見制度*の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 23 条に基づく、市町村における成年後見制度*の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

(2) 基本方針

「判断能力の有無に関わらず、誰もが地域で

居心地よく過ごせるまちづくりを目指して」

(3) 推進目標

胎内市民で成年後見制度*を利用している方は 53 名（令和元年 10 月 1 日現在）です。国際的な標準では、人口の 1 %程度の需要があるとされていますが、当市ではこのような状況が長く続いており、支援者同士が協力して成年後見制度*をはじめとする権利擁護支援を実施する機会が極めて少なく、ネットワークが存在しない状況でした。

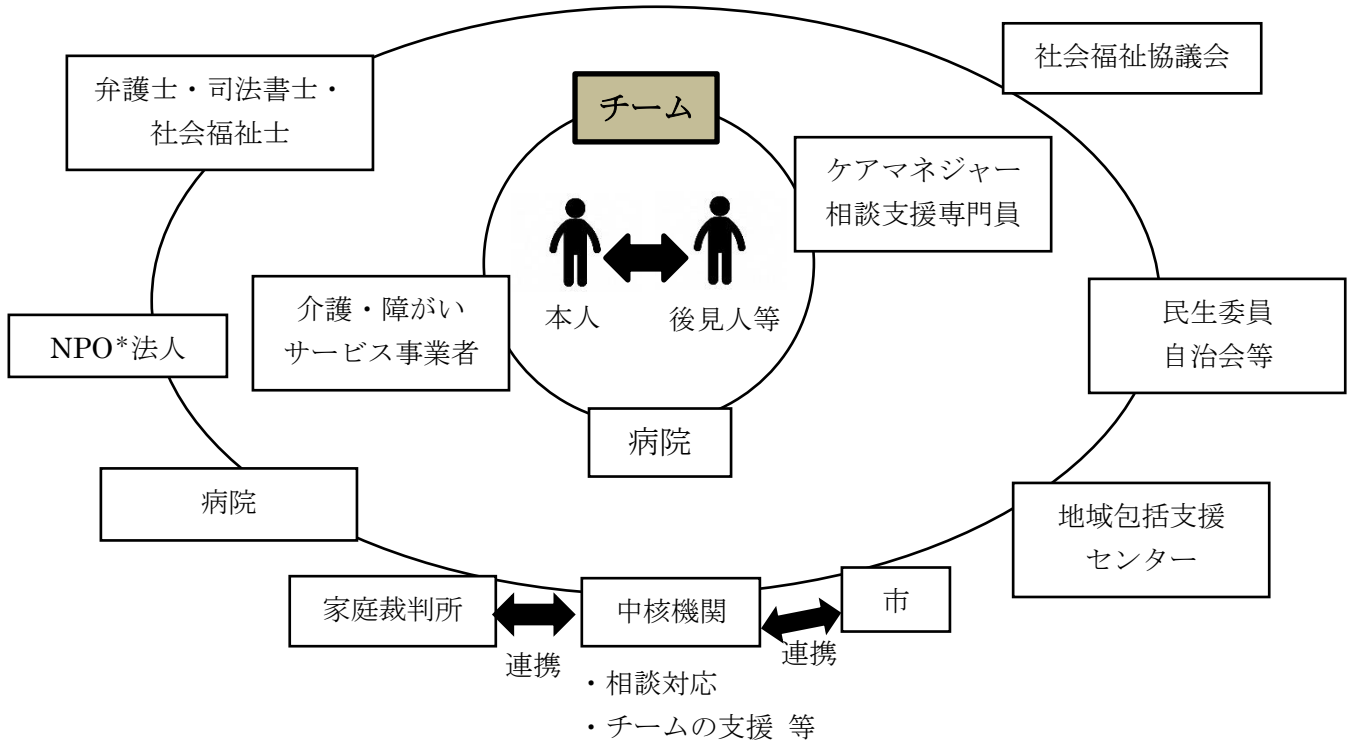
この課題を解決するために、成年後見制度利用促進計画を策定し、地域連携ネットワークが構築されることを目指します。あわせて、成年後見利用促進のための体制整備を実施し、必要な方が確実に成年後見制度*を利用できるようになることを目指します。

【推進目標】

- ① 権利擁護の地域連携ネットワークの構築を目指す
- ② 必要な方が確実に成年後見制度*を利用できるようになることを目指す

(4) 地域連携ネットワーク

① 胎内市における地域連携ネットワークのイメージ



② 地域連携ネットワークとは

成年後見制度*の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるための仕組みです。地域連携ネットワークとして一体的に、権利擁護支援が必要な人について後見人等を含めたチームで見守る体制づくりを目指します。

③ 中核機関

地域連携ネットワークには、関係する団体等とのコーディネートを行う中核機関が必要です。

胎内市地域包括支援センター*みらいを成年後見機能強化型センターに指定し、中核機関の機能を担います。令和3年度末までに、その他の機関で中核機関の機能を担うことができるかについて検討していきます。

④ 役割

地域連携ネットワークは5つの役割を担います。

広報機能	学習会や研修会を開催し、成年後見制度*や権利擁護事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで、権利擁護の必要な人の早期発見につながることを期待されます。
相談機能	サービス利用についての相談受付体制を強化します。相談を受ける中で、相談者のニーズを見極め必要な支援につなげます。
利用促進機能	相談者と必要な制度をつなぎ、サービス利用の支援を行います。
後見人支援機能	後見人等の活動支援を行います。
不正防止効果	成年後見制度*を適切に運用することで、不正防止の効果が期待されます。

(5) この項目における活動指標

成年後見制度*についての学習会等を開催することで、本制度の周知や理解を深めてもらう機会を提供します。

また、専門職が集まる学習会等の機会を通じて、地域連携ネットワークが構築されることを目指していきます。

はじめに専門職を対象として実施し、その後市民への普及・啓発を実施することで、本市全体が成年後見制度*について理解を深めていけるよう計画していきます。

成年後見制度*に関する学習会・研修会の開催回数

	現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度
専門職向け	4回	4回	3回	3回
市民向け	0回	0回	1回	1回

【用語集】

英数字

* 8050 問題 (P. 1)

80代の親が50代の収入のない子どもの生活を支えて行き詰まった状態。背景に子どものひきこもりや親子の社会的な孤立がある。

* CSW (P. 24, 26, 27, 28, 54, 56)

コミュニティソーシャルワーカーの略
→「コミュニティソーシャルワーカー」を参照

* NPO (P. 14, 61)

Non-Profit Organization の略で非営利組織や民間非営利組織の意味。利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などの様々な分野で社会貢献を行うことを目的とする団体

* PDCA サイクル (P. 18, 20)

Plan (計画策定) → Do (実施) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返し行うことで各施策を継続的に改善していく手法

* SDGs (P. 3)

Sustainable Development Goals の略。エスディーゼーズと読み、持続可能な開発目標と訳される。平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 (2030) 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

* UJI ターン (P. 32, 46)

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態

ア行

* 空き家バンク (P. 31, 32)

優良な空き家の情報を市が登録し、これを希望者に対して提供し、売買の仲介等を行う制度

* 悪質商法 (P. 25)

悪徳商法ともいう。一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたもの。

* いきいき生活支援員派遣事業 (P. 34)

誰もが地域の中で支え合いながら自立した生活を送ることができるよう、日常生活活動において支援を要する者に対し、いきいき生活支援員を派遣し、その状況に応じて実践的な助言及び指導を行う市の事業。

いきいき生活支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師ほか必要な専門職である。

* 移動支援 (P. 14, 47)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者が円滑に外出できるよう車両やガイドヘルパーによる支援サービス

* オーラルフレイル (P. 16, 34)

口腔機能の軽微な低下や食の偏り

などを含み、身体の衰え（フレイル）の一つ。滑舌が悪くなる、食べこぼし、わずかなむせ、かめない食品が増える、口の乾燥等ほんの些細な症状であり、見逃しやすく、気が付きにくい特徴がある。

*** お試し居住 (P. 32)**

移住や二地域居住を考えている地域にお試しとして短期的に宿泊・滞在する場を提供し、風土や日常生活の体験、職や住まい探し等をしてもらうこと。

*** お茶の間サロン (P. 14, 22, 24, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 34, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 44, 45, 46, 48)**

地域の歩いていける集会所や公会堂で地域の誰もが気軽に寄り、交流できる居場所

カ行

*** 介護予防・日常生活支援総合事業 (P. 48)**

高齢者人口が増加する中、たとえひとり暮らしや認知症になった場合でも住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らし続けることができるように介護予防と自立支援に重点を置いた事業

*** 介護予防リーダー (P. 15, 32, 33)**

健康体操やストレッチなどの介護予防活動を地域の中で中心となって普及・実践するボランティアのこと。

*** 外出支援 (P. 47)**

身体的な理由により公共交通機関を利用することができない高齢者の方を医療機関等へ送迎するサービス。月2回無料で利用できる。

*** 通いの場**

(P. 14, 26, 31, 32, 48, 49, 58)

年齢や心身の状況等によって分け隔てなく、誰でも参加することのできる介護予防活動の場をいう。週に1回程度通年で介護予防体操等の活動を住民運営で行う。

*** 救急医療情報キット (P. 15)**

自宅内で急病等によって倒れ救急搬送されたときに意識を失ったり、会話ができない状態であっても、救急隊や救命医療機関に本人の疾病等の医療情報や親族の連絡先を迅速・確実に伝え、救命処置に役立てられるようにするため、あらかじめ記載された「緊急時要支援者情報提供書」を入れた筒状のもの。

*** 旧小学校区 (P. 38, 50, 56)**

サービスの提供範囲など身近なエリアを指すもので、決定されたものではないが、この計画では、15のエリアを想定している。中条小区(3)、旧柴橋小区、旧本条小区、旧乙小区、旧十二天小区、旧大出小区、旧築地小区、旧高浜小区、旧竹島小区、旧村松浜小区、旧黒川小区、旧鼓岡小区、旧大長谷小区

*** 救命ホルダー胎内たすく (P. 15)**

登録番号と胎内市役所の担当課及び代表電話番号が記載されたキーホルダー。外出時に急病や災害、交通事故等に遭遇し、意識を失ったり、会話ができなかつたりする状況であっても救急隊員等が本人が所持しているキーホルダーから身元を判明できる。

「緊急時要支援者情報提供書」の記載が必須のため、疾病等の医療情報や親族等の連絡先を迅速・確実に医療機関や警察署等へ伝えることができる。

* 共助 (P. 2, 6, 34, 53)

自分の身を自分の努力によって守る「自助」、国、都道府県や市町村等の対応による「公助」に対して、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が協力して実施する福祉や防災等の支え合いの活動を「共助」という。なお、介護保険などの社会保障制度等の制度化されたお互いが支え合う仕組みを「共助」といい、地域で互いを支え合う仕組みを「互助」ということもある。

* 共用型認知症対応型通所介護 (P. 14)

認知症の方を対象に、グループホームの利用者と共に専門的なケア（入浴や食事の提供、日常生活上の世話、機能訓練）が提供される通いの介護保険サービス。

* 健伸館 (P. 49)

平成 29 年 4 月、介護予防と生活支援の担い手づくり強化施設として開設（旧竹島小学校裏）

* 健伸びサポート隊 (P. 15)

平成 29 年 7 月結成。健伸館を拠点として、様々な取組を住民が主体となって行うボランティアのこと。

* 公助 (P. 2, 6)

→「共助」を参照

* 行動援護 (P. 14)

自己判断能力に制限のある人への外出支援

* こころとことばの相談事業 (P. 27)

乳幼児とその保護者を対象に、子どものことば、発達についての相談、ことばの習得のためなどの支援を行う取組

* 互助 (P. 2, 6, 53)

→「共助」を参照

* 子ども食堂 (P. 31, 32)

地域のボランティアが子どもや親を対象に無料や安価で食事を提供する民間の取組。貧困家庭や孤食（ひとりで食事をとる）の子どもを対象に始まった。

* コミュニティソーシャルワーカー (P. 15, 17)

地域において支援を必要とする人達の相談を受けたり、支援活動する人と結びつけたり、公的制度との調整をするなど制度の挟間の問題を公民協働で解決する専門職（社会福祉士、介護支援専門員、その他福祉・介護の分野で研修を受け、専門知識を有する方）CSWと略して、呼ぶこともある。

サ行

* サイレントプア (P. 17, 50)

声なき貧困。様々な理由により仕事に就けないなどから金銭的困窮、社会的な孤立となり、誰にも相談できず、助けを求められない。また、世間体を気にし、困っている状況を隠すため、貧困が誰にも認知されず、サポートを受けられない状態をいう。

* サロン活動 (P. 37, 48)

身近な集会所や公会堂などの歩いて行ける場所で地域の方がお茶のみを中心に交流する活動。このうち、胎内市社協からの支援を受けている活動を「地域のお茶の間サロン」と呼ぶ。

* 自主防災組織 (P. 15, 22, 23, 24)

自治会・集落の単位で地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感に基づき、自主的

に結成する組織で、防災訓練をはじめとする災害による被害を予防・軽減するための活動を行うもの。

*** 自助 (P. 2, 6, 53)**

→「共助」を参照

*** 市民講座・学級 (P. 49)**

高齢者の学習意欲に応えるため、高齢者大学や教養講座、体験講座、移動学習、わくわくクッキング講座(料理教室)等の講座や教室を開催する事業

*** ジュニア福祉スクール (P. 33, 35)**

子どもたちが楽しく福祉を学び体験することで福祉への興味を深め、行動できるきっかけづくりを目的にした取組

*** 障害者雇用促進法 (P. 47)**

障がいのある人の職業の安定を実現するための取り組みを定めるとともに、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止と職場における合理的配慮の提供が義務付けられた法律

*** 小規模多機能型居宅介護 (P. 14)**

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを提供する介護保険サービス

*** すこやか教室 (P. 49)**

身体に不調や衰えを感じ、生活機能に不安のある高齢者を対象に、運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上(または歩行や栄養状況、歯と口の機能を維持・改善)するために必要な知識や訓練方法などを伝える取組

*** せいかつ応援センター (P. 28, 54)**

働きたくても働けない、お金がないなどの相談を受け、一人ひとりの状況に

合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う機関。ほっとHOT・中条内の胎内市社協が市から委託を受けて運営をしている。

*** 生活困窮者自立支援事業 (P. 38)**

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者(生活保護受給者除く)の自立に向け、本人の状況に包括的かつ継続的な相談事業を行うとともに、生活や就労、子どもの学習などの支援を行う事業

*** 生活支援・生活サポート (P. 14)**

生活支援は、日常生活上必要な訓練・指導等を行い、自立のための活動の支援を行う。生活サポートは、障害支援区分により居宅介護の支給が受けられない方に、ホームヘルパー等を派遣して、日常生活に関する支援または家事援助を行う事業

*** 成年後見制度 (P. 2, 15, 29, 60, 61, 62)**

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方を法律的に支援する制度

*** 総合事業 (P. 12, 48)**

介護予防・日常生活支援総合事業*という。要支援の認定を受けた方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方(事業対象者)が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての市民が利用できる「一般介護予防事業」がある。

夕行

*** たいないきれい隊 (P. 33, 35)**

市内の美化活動を行う胎内市協会の事業

*** 多世代交流対応型サロン (P. 28, 31)**

子どもから高齢者まで障がいの有無に関わらず、その人の個性を理解し、活かしながら、誰もが「役割」と「生きがい」を持って、交流できる居場所。多世代交流の場ともいう。

*** 多世代交流の場 (P. 28, 50, 54, 56,)**

誰でも気軽に立ち寄れ、多世代交流や地域共生社会への理解を進め、その人の個性や特技を生かし、お互いさまの支え合い活動を広めていく場をいう。

*** 地域共生社会 (P. 1)**

現代の社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

*** 地域ケア会議 (P. 49)**

介護、医療に関わる専門職等が集まって、支援が困難な高齢者への対応や地域課題の把握と解決方策について話し合い、その支援体制を整備していくために開かれる会議

*** 地域支え合いサポーター**

(P. 15, 24, 26, 27, 28, 33, 37, 47, 54, 56)

誰もが安心して生活していけるまちを目指す地域支え合い活動の中心的役割を担うボランティアのこと。介護や医療等の専門職と住民とのつなぎ役や

住民からの相談相手、地域の支え合い活動の支援を行う。

*** 地域支え合い体制づくり (P. 29, 32)**

誰もが安心して生活していけるよう、地域での見守り活動や地域の交流活動の立上げなど、地域の支え合いにつながる活動の支援をする。

*** 地域包括ケアシステム**

(P. 49, 50, 53)

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体となって支える仕組み。

*** 地域包括支援センター**

(P. 14, 29, 48, 49, 61)

高齢者の健康、福祉、介護に関するあらゆる相談を受け付けて、その状態を把握し、介護予防の推進や心身の状態に合わせた総合的・包括的な支援を提供する公的機関。

*** 地域密着型介護老人福祉施設**

(P. 14)

入所定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

*** 地域若者サポートステーション**

(P. 46)

働くことに悩みを抱えている 15 歳～39 歳までの若者に対し、専門的な相談や各種訓練、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関

*** デマンドタクシー (P. 47)**

バス等の路線定期型の交通サービスに対して予約型の運行形態の交通サービスを「デマンド型交通」といい、

一般のタクシーと区別する意味で、予約型の乗り合いタクシーを「デマンドタクシー」と称する。胎内市ではドアツードアで運用している「のれんす号」がこれに当たる。

* 同行援護 (P. 14, 46)

視覚障がい者の外出に同行し、情報の提供や移動の援護等の支援を行う。

* 特殊詐欺 (P. 25)

振り込め詐欺や、必ずもうかる金融商品、ギャンブル必勝法などをうたって面識のない不特定の者に対して、預貯金口座への振り込みその他の方法により現金等をだまし取る詐欺の総称

ナ行

* ニート (P. 1, 54)

15～34歳までの通学や家事、就労をせず、職業訓練も受けていない人。「若年無業者」ともいう。

* 日中一時支援 (P. 14)

家族の社会参加の促進や緊急時の一時預かり場として、日中において施設で見守り等の支援を行う。

* 認知症カフェ (P. 31)

地域において、認知症の人やその家族、地域住民、専門職などの誰もが参加でき、お茶を飲みながら経験者の話を聞いたり、悩みを打ち明けたりすることができる集いの場のこと。

* 認知症サポーター (P. 15)

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守り、応援する人。認知症サポーター養成講座の受講が必要

ハ行

* ハザードマップ (P. 23)

自然災害による被害について、被害の範囲や程度等の予測を記載した地図のこと。胎内市では、防災ガイドブックの中で、水害、土砂災害、地震、津波の各災害について避難場所等も合わせて記載したハザードマップをそれぞれ作成し、公表している。

* ハッピー・パートナー企業 (P. 47)

男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えていることや、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組んでいることを県が認め、登録した企業

* ひきこもり

(P. 1, 16, 18, 28, 50, 53, 54, 63)

仕事や学校に行かず、且つ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて、自宅に引きこもっている状態。また、自分の趣味に関する時だけ外出する者も含む。

* ファミリー・サポート・センター

(P. 15, 27, 38)

地域において子育て家庭の仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくることを目的として、「子育ての援助をして欲しい方(依頼会員)」と「子育ての援助をしてくださる方(提供会員)」がお互いに助け合う会員組織

* フードバンク (P. 32)

賞味期限内でまだ食べられるが、形の悪さや売れ残り、食べきれないなどの理由で廃棄されてしまう食品を企業や個人から無償で受け取り、様々な理由で食べ物に困っている個人や施設などに無償提供するボランティア活動。フードバンクにいがたやフード

バンクしばたなどがある。

***福祉まるごと相談窓口 (P. 15, 27)**

生活上の困難を抱える高齢者や障がい者、生活困窮者等が地域において自立した生活を送ることができるよう、『断らない相談窓口』として、『まるごと』支える相談窓口

***フレイル (P. 16, 34, 48)**

加齢に伴い、心身の活力が低下した状態。虚弱。早期に気付いて、治療や予防ができれば健常に近い状態へ改善したり、要介護状態に陥ることを減らせる。

***放課後等デイサービス (P. 14)**

放課後や休業日において、障がいのある児童の預かり支援を行う事業

***ボッチャ (P. 42)**

ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青それぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う。

***ボランティアスタンプ事業 (P. 40)**

ボランティア活動の活性化を図るとともにボランティア活動を行う者の生きがいづくりにつながるための市の事業

マ行

***メタボリック症候群 (P. 48)**

メタボリックシンドロームともいう。生活習慣病といわれる肥満、高血圧、高血糖、高脂血症のうち、複数を

同時にもっている状態。ウエスト周囲径（内臓脂肪蓄積）男性 85 cm以上、女性 90 cm以上を必須条件とし、高血圧、高血糖、血清脂質異常のうち、2つ以上該当するもの。

ヤ行

***要介護者 (P. 47)**

要介護状態にある 65 歳以上の者又は、要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、特定疾病によって身体上又は精神上的の障害を持つと認められた者

ラ行

***ロコモティブ症候群 (P. 48)**

加齢に伴う筋力の低下や、関節や脊椎の病気、骨粗しょう症などにより運動器の機能が衰えて移動機能が低下した状態をいう。

付 録

地域活動における個人情報取り扱いのガイドライン

余 白

○個人情報保護法って、町内会に関係あるの？

個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）個人情報保護法上の義務規定を守らなければならない「個人情報取扱事業者」とは、個人情報をデータベース化して事業活動に利用している者のことです。法人に限定されず、営利・非営利の別は問われないため、個人事業主やNPO*・自治会等の非営利組織であっても「個人情報取扱事業者」に当たります。

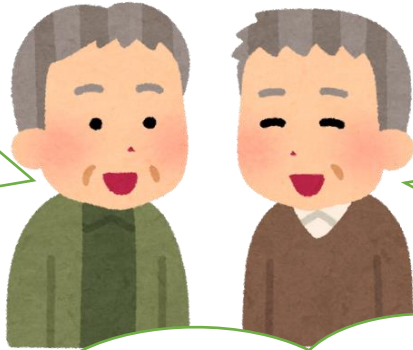
※特に、平成27年9月の法改正により、取り扱う人数の多寡にかかわらず、全ての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められます。

○個人情報がないと活動できないですよね！？

法律の目的は、個人情報を外に出さずにしておくものではなく、個人情報をきちんと管理して安全に利用しましょうという法律です。

「向こう三軒両隣」のご近所関係では、それぞれの個人情報を、お互いに知り合っている関係です。知っているからこそ「困ったときはお互いさま」が成り立つのです。この関係は下図のように表されます。





Cさん、最近見ないね？前はよくゲートボールにきてたけど？

冬場に1人暮らしは大変だから、今、新潟の息子さんのところに行っているよ。

2人とも、Cさんとは付き合いがあるようです。そして、息子さんが新潟に住んでいることも既に知っています。個人情報の保護とは、情報を知らない（はずの）第三者への漏えいを防ぐための法律ですから、

この2人の間では「漏えい」が起きていません。

このように、地域に住む人全てがお互いを知っていれば、「個人情報保護」は地域にとって必要なくなるでしょう。しかし、現実には「人には知られたくない」と思うことがあって当然です。だから、誰もが納得のいくようきちんと管理していくことが大切です。

きちんと管理するってどういうこと？

必要に応じて集めた個人情報をどのように活用し、保護していくかルールを決めていくことです。

このガイドラインでは、自治会の名簿を例に、作成の手順を追っていきます。

目次

名簿の作り方・・・・・・・・・・・・・・・・	74~76
STEP1名簿の内容を検討する	
STEP2個人情報を収集する	
STEP3名簿を利用する	
名簿管理のルールって?・・・・・・・・	77
個人情報Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・	78~79

名簿の作り方

STEP1 名簿の内容を検討する

名簿を作る場合は、その目的と利用内容を明確にする必要があります。
こんな風に個人情報を収集していませんか？



区長になった以上、地域にどんな人が住んでいるか把握しなきゃいけないな！
役員と協力して、名簿を作ろう！

これでは皆さんに不安をあたえ、協力を得られずトラブルになる可能性があります。
名簿の作成では次の3つのポイントを確認しましょう。

①目的（何故名簿を作るのか？）

初めに、名簿を作成する目的を決めます。自治会の円滑な運営のため、災害時の自主防災のため、緊急時の安否確認のためなど、目的を明確にし、会員にきちんと説明出来るようにしましょう。

②内容（誰の、どんな個人情報が必要？）

①で決めた目的に沿って、名簿に必要な個人情報を検討します。目的に不要なものは収集せず、必要最低限にするのが原則です（例：氏名・住所・電話番号）。また、世帯だけの情報にするのか、家族全員分を収集するのかなども決める必要があります。

※宗教・政治・本籍地にかかわる情報は原則、収集禁止です。（「個人の権利や差別にかかわる情報」のため）

③運用（名簿の管理方法をルール化しよう！）

作った名簿をどのように保管するか、誰が管理するのかなど、ルールを決めて文書にし、（自治会の場合は）住民に通知する必要があります。名簿を誰が見るのか、地域に配布するのかなどは、①で決めた名簿の目的などにより異なるので、みなさんで話し合い決定する必要があります。

STEP2 個人情報収集する

STEP1 で決めた内容に沿って住民に説明をし、同意が得られる方から情報を提供してもらいましょう。

どうしても必要です！本人の同意！

個人情報は本人から収集するのが原則です。本人以外の方から情報をもらう場合は、必ず本人の同意を得る必要があります。中には不信感や個人情報保護についての理解不足から、「とにかく教えない」という人がいます。

だからこそ、**なぜ名簿を作り、どのような場合に使うのか、ルールの明確化が必要なのです**。説明を尽くしても同意を得られない場合はやむを得ません。また、市役所が把握している場合でも、本人の同意が得られない場合は提供できません。

○ルールの通知は総会、回覧板を利用して

STEP1 で決めた名簿の目的やルールの周知は、総会や回覧板を利用して、年に1回程度は行いましょう。個人情報の管理方法が明確になると、会員の理解と安心が得やすくなります。

例) ～個人情報の取扱いについて～

住民の皆さんから収集した個人情報は、自治会の運営、親睦、連絡事項等やこれに付随する業務を行う目的の範囲内で利用させていただきます。

また、ご提供いただいた個人情報は、法令等の定めのある場合を除いて、事前のご同意をいただくことなく、あらかじめ明示した利用目的以外に使用し、外部に提供いたしません。

目的やルールは、各自治会・町内会の実情に合わせたものにすることが重要です。個人情報の取扱いについて、会則や規約に盛り込んだり、取扱方法を新たに作成するなど、皆さんで話し合い、きちんと合意を形成するプロセスを経ることで理解を得やすくなります。(この冊子ではモデル規程を例示しています)

STEP3 名簿を利用する

名簿の情報は、STEP1で決めた利用目的の範囲内で活用しましょう。
もし、利用目的以外にも情報を活用したい場合は、改めて本人から同意を得る必要があります。

外部機関から情報提供を求められたら・・・

特別な場合を除き、個人情報の外部提供は原則禁止です。必ず本人の同意を得てから
応じるようにしましょう。

特別な場合って？

○法令に基づく場合

○人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る
ことが困難であるとき など

※地区連合会や自主防災組織など、個人情報の外部提供が初めから想定される場合
は、STEP1の利用目的に盛り込んでおくなど工夫しましょう。

古くなったり不要になった個人情報は、
シュレッダーにかけるなどしてきちんと廃棄しましょう。
これも、適正な管理の一つです。

名簿管理のルールって？

さて、名簿作成の中で頻繁に出てきた「名簿管理のルール」は、具体的にどんな内容にしたら良いでしょうか。以下の点に留意してください。

- ①ルール周知の方法
- ②収集する個人情報の項目
- ③個人情報の取得方法
- ④利用目的
- ⑤管理方法
- ⑥その他、必要がある事項について

名簿の目的や利用方法によって、管理方法も変わってきます。目的に沿ったルールを、会員のみなさんと話し合い決定していきましょう。
また、決まったルールは文書にし、会員のみなさんと情報を共有しましょう。

【参考】町内会の会則に盛り込む場合

第〇条

本会が町内会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、次のとおり適正に運用するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い方法は、総会資料、または回覧で会員に周知する。
- (2) 個人情報とは、会長に提出された次の事項を記したものとする。
 - ・氏名（家族、同居人を含む）・生年月日・性別・住所・電話番号
 - ・通学校先・その他、必要とするもので同意を得た事項
- (3) 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。
 - ア 会費請求、管理、その他文書の送付
 - イ 町内会員名簿の作成及び地図の作成
- (4) 個人情報は会長または会長が指定する役員が鍵のかかる場所に保管し、適正に管理する。
- (5) 不要となった個人情報は、会長立会いのもの、適正かつ速やかに廃棄する。
- (6) 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意なしに第三者に提供しない。
 - ア 法令に基づく場合
 - イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - ウ その他、町内会であらかじめ決めた提供先

これはあくまで一例です。もっと細かい内容でより具体的にルールを定める場合は、「個人情報取扱方法」という文書を、会則とは別に定めることで対応しましょう。

よくある質問にお答えします。

個人情報Q&A

Q1：昼間不在の家もあり、一軒ずつ回って個人情報を集めることが大変なので、回覧板に名簿をつけて記入してもらいたいのですが…。

A：本人が他人に見られるのを承知で記入するのであれば問題はありませんが、他の人の目に触れることや、回覧されることに同意できない場合は記入する必要がない旨を明記しましょう。あまり協力を得られないようであれば、収集方法を変更する必要があります。

Q2：災害等に備えて名簿を作りたいのですが、個人情報保護法が施行されてから、情報の収集や利用に敏感になり、教えてくれない人が多くなりました。どう対処したらいいのでしょうか。

A：個人情報保護法は「情報を出してはならない」という法律ではありません。名簿作成の目的や、町内会で決めたルールに則って適正に管理・運営していることを周知し、会員から利用や提供に関する同意を得ておくようにしましょう。

また、災害時に町内会で支援・救護活動を行うために必要な情報であることとともに、町内会活動は自分の命と財産を守るものであることを理解してもらうことも大切です。

※なお、市の「要援護世帯等訪問調査」にて作成された名簿については、区長へ情報提供することに同意を得られた世帯に限り、提供することができます。提供を受けようとする区長は「誓約書」を提出する必要があります。

Q3：町内会でのイベントの際に写真を撮って町内会の広報に載せたいのですが、何か注意する点がありますか？

A：イベントで写真を撮る場合は、事前にその旨を周知するとともに、カメラマンは腕章を着けるなど、撮影を行っていることが分かるようにしましょう。また、広報に載せる場合、撮影をすることと併せて広報掲載予定の旨も周知し、人物が特定できるくらいははっきり写っているものは本人の同意を得る必要があります。顔が分からないように遠方から撮影したり、後ろ姿を撮るなど、工夫して撮影を行うことも大切です。

Q4：長寿を祝うため、65歳以上の高齢者の名前と住所を知りたいのですが、同じようなイベントを行っている市役所から、自分の町内会分の情報をもらいたいです。

A：本人の同意が無い限り、市役所から個人情報を提供することは原則、出来ません。しかし、胎内市個人情報保護条例第9条第1項第6号の条文に該当すると認められる場合は提供できる場合があります。条文については、以下のとおりです。

胎内市個人情報保護条例第9条第1項第6号

公共的団体に当該個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受けて行う事業が公益性を有するものであり、かつ、必要最小限の提供であると認められるとき。

Q5：緊急連絡用の名簿を会員に配布しても問題はありませんか？

A：本人の同意があれば問題ありません。ただし、同意が得られない方の個人情報は、配付する名簿からは、削除しなければなりません。また、配付した名簿の取り扱いについても周知する必要があります。

参考例 1

〇〇自治会 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 本会が保有する個人情報の適正な取扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取扱いの方法は総会資料、または回覧で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 前条の個人情報とは、「自治会加入届」「家族(世帯)カード」などとして会長に提出された次の事項を記したものとする。

- (1) 氏名(家族、同居人を含む)・生年月日・性別・住所・電話番号
- (2) 勤務先(必要に応じ)・通学校先(義務教育)
- (3) その他、必要とするもので同意を得た事項

(利用)

第5条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 自治会員名簿の作成および地図の作成

(管理)

第6条 個人情報は会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。
2 不要となった個人情報は会長立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第7条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは胎内市またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 自治会、これらに準じる公共目的の団体・学校
- (6) その他、自治会であらかじめ決めた提供先

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

参考例 2

〇〇町内会・自治会 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報 that 慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることにより、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会・自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱規程を、総会資料または回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が「町内会・自治会加入届」「家族(世帯)カード」「調査票」などを、会員または会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

- 2 本会が会員から取得する個人情報は、会員名簿作成に必要な、氏名(家族、同居人を含む)、住所、電話番号のほか、災害時における避難支援活動に必要な、生年月日、性別、援護の要否、緊急時連絡先、その他の項目で、会員が同意する事項とする。

(同意の取消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての項目について同意を取消することができる。

- 2 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、または削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会議開催、会員管理、その他文書の送付など
- (2) 町内会員名簿の作成及び地図の作成
- (3) 会員相互の親睦を高める活動
- (4) 安全・安心で、住み良いまちづくり活動
- (5) 祝い金等の対象者の把握
- (6) 災害時における要援護者の支援活動

(管理)

第7条 収集した個人情報は、会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適切に管理する。

- 2 会員名簿は、配布を受けた個々の会員が適正に管理する。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第8条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者

に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは新潟県、胎内市またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (5) 個人情報のうち役員に関するもので、胎内市、町内会、自治会、またはこれらに準じる公共目的の団体・学校が、町内会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

地域ちやぶ台プラン3

第3期胎内市地域福祉計画 第4次胎内市地域福祉活動計画

令和2年4月

【編集・発行】 胎内市福祉介護課

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

TEL : 0254-43-6111 (代表)

FAX : 0254-44-8040

URL : <http://www.city.tainai.niigata.jp/>

E-mail : fukuho@city.tainai.lg.jp

胎内市社会福祉協議会

〒959-2656 新潟県胎内市西本町11番11号

ほっとHOT・中条 内

TEL : 0254-44-8682

FAX : 0254-44-8651

URL : <http://tainai-syakyo.com>

E-mail : fukushi@tainai-syakyo.or.jp